

第4章 公的年金制度の安定性の分析〈給付水準、保険料水準及び積立水準〉

1. 給付水準

公的年金制度の安定性を検証するに当たり、まず、「給付水準が急激に引き下げられるおそれや、老後の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと」という観点から、給付水準の分析を行うこととする。

厚生年金及び国民年金では、「保険料水準を先に決め、マクロ経済スライドで給付水準を調整することにより財政の均衡を保つ方式」（保険料水準固定方式）で、共済年金では、「給付が厚生年金の給付設計に準拠する形で先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率が後から定まる方式」（給付先決め方式）で財政見通しが作成されている。共済年金の給付が厚生年金に準拠し、厚生年金と同一のマクロ経済スライドを適用することとなっているため、被用者年金制度の給付水準は、厚生年金の財政に大きく影響されている。

厚生年金の給付水準の指標としては、標準的な年金の所得代替率が用いられ、老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保するため、この所得代替率が年金を受け取り始める時点（65歳）で50%を上回るものとされている。そこで、給付水準をみるにあたり、所得代替率で評価することとする。

①所得代替率の将来見通し

平成21年財政検証・財政再計算結果における各制度の所得代替率の将来見通しは、図表4-1-1及び図表4-1-2に示したとおりである。

厚生年金の標準的な年金の所得代替率は、2010年度に62.3%であるものが、マクロ経済スライドによる給付水準の自動調整により徐々に低下し、2038年度に50.1%となる見込みである。以降は給付水準の調整が行われなため、所得代替率は50.1%のまま推移することとなり、基本ケースの前提どおり推移した場合には、所得代替率は基準となる50%を上回る見込みとなっている。

一方、共済年金は、2010年度に国共済58.2%、地共済56.7%、私学共済57.9%であるものが徐々に低下し、2038年度以降、国共済48.1%、地共済47.0%、私学共済47.9%になるものと見込まれ、厚生年金とパラレルに推移する。ここで、共済各制度の所得代替率が厚生年金と異なっているのは、

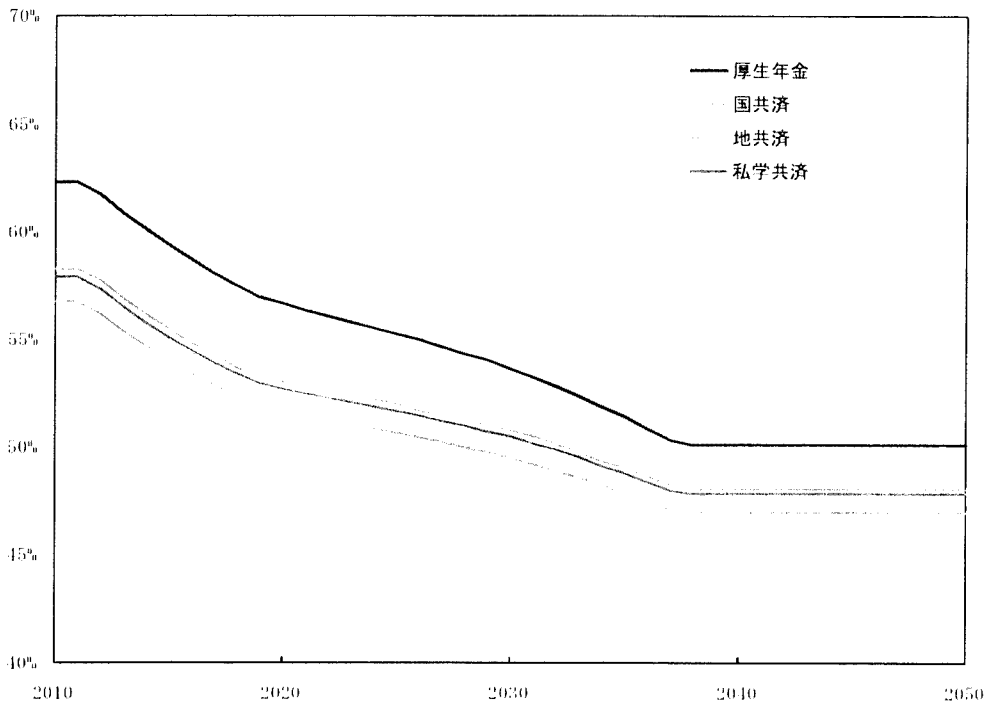
- ・共済年金の標準的な年金額には職域部分が含まれていること
- ・所得代替率を算出する際に各々の制度の現役男子の平均手取り年収を

用いていること

の2つの要因によるものである。職域部分を除いた厚生年金相当部分の給付に限定し、所得代替率を算出する際の年収をそろえれば、全制度とも全く同じ所得代替率になる。

そこで、以下で給付水準を評価する際には、代表として厚生年金の所得代替率でみていくことにする。

(図表 4-1-1) 各制度の標準的な年金の所得代替率の将来見通し



(図表 4-1-2) 各制度の標準的な年金の所得代替率の将来見通し

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2010	62.3%	58.2%	56.7%	57.9%
2015	59.3%	55.5%	54.0%	55.2%
2020	56.6%	53.0%	51.6%	52.7%
2025	55.2%	52.0%	50.6%	51.7%
2030	53.7%	50.8%	49.5%	50.5%
2035	51.4%	49.1%	47.9%	48.8%
2038	50.1%	48.1%	47.0%	47.9%
2040	50.1%	48.1%	47.0%	47.9%
2045	50.1%	48.1%	47.0%	47.9%
2050	50.1%	48.1%	47.0%	47.9%

注1: 各制度の標準的な年金(注1)より、夫が当該制度の平均賃金(10年間働き、妻が10年間専業主婦である場合の「夫婦二人の年金」)を用いており、共済年金は職域部分を含まない

注2: 所得代替率(「夫婦二人の年金月額」÷「現役(男子)の平均手取り年収(月額換算)」)に対する比率である

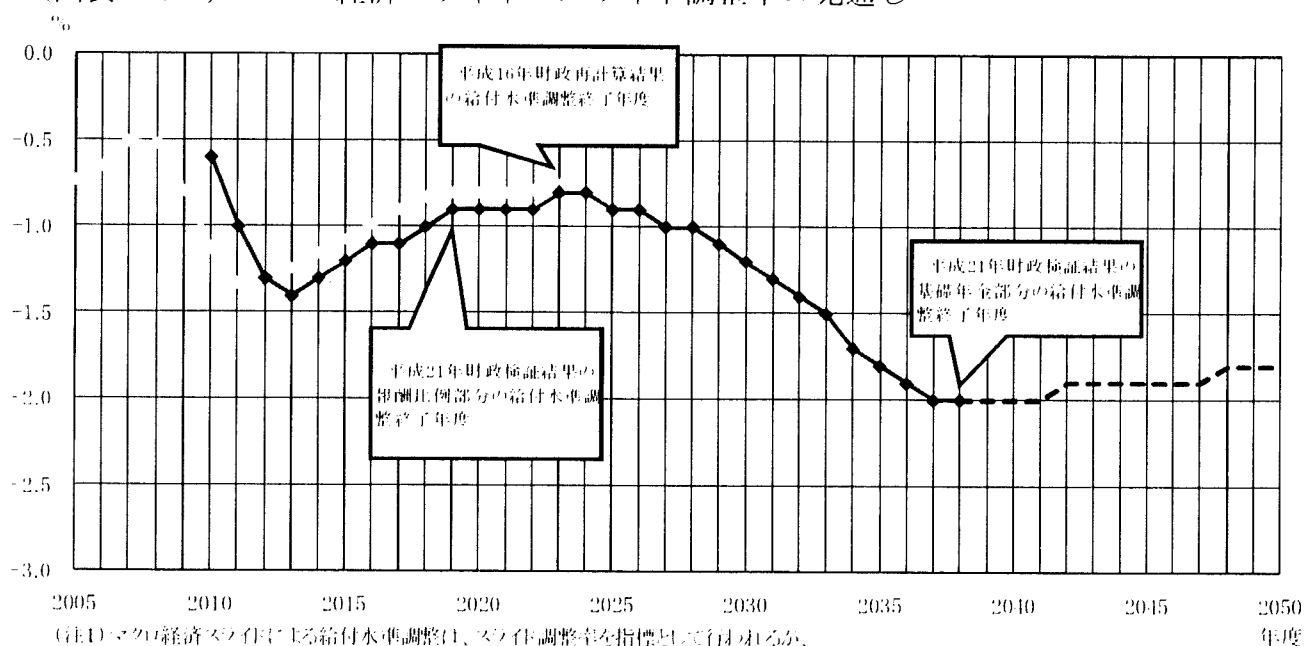
注3: 年金を受け取り始める時点(65歳)における所得代替率である

②マクロ経済スライドのスライド調整率等の将来見通し

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間、スライド調整率で年金の改定率を抑制することにより行われる。ここで用いられるスライド調整率は、「公的年金の全被保険者数の減少率の実績（3年平均）」と「平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）」との合計で設定される。

今回の財政検証における公的年金被保険者数の将来見通しに基づいたマクロ経済スライドのスライド調整率は、図表4-1-3、4-1-4のとおりである。図表4-1-3には、参考のために、前回の財政再計算におけるスライド調整率も併記している。

(図表4-1-3) マクロ経済スライドのスライド調整率の見通し



(注1) マクロ経済スライドによる給付水準調整は、スライド調整率を指標として行われるが、

- ・賃金水準や物価水準が低下した場合に、給付水準調整を行わないこと
- ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的スライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスになる場合に、年金の名目額を引き下げることはないこととされている

(注2) 財政検証においては、2105年度の積立度合から1051となるように、給付水準調整終了年度のスライド調整率を調整している。

(図表 4-1-1) マクロ経済スライドのスライド調整率の見通し

年度 (西暦)	スライド調整率
2010	-0.6
2011	-1.0
2012	-1.3
2013	-1.4
2014	-1.3
2015	-1.2
2016	-1.1
2017	-1.1
2018	-1.0
2019	0.9
2020	-0.9
2021	-0.9
2022	0.9
2023	-0.8
2024	0.8
2025	0.9
2026	0.9
2027	-1.0
2028	1.0
2029	1.1
2030	-1.2
2031	-1.3
2032	1.1
2033	-1.5
2034	-1.7
2035	1.8
2036	-1.9
2037	2.0
2038	2.0
2039	-2.0
2040	2.0
2041	2.0
2042	-1.9
2043	1.9
2044	1.9
2045	1.9
2046	-1.9
2047	1.9
2048	1.8
2049	1.8
2050	1.8

- 注1 公的年金受給者数の減少率（1年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値）に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えたものである。
- 注2 マクロ経済スライドによる給付水準調整は、このスライド調整率を指標として調整を行うが、
- ・賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
 - ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることはしないこととされている。

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、スライド調整率を指標として行われるが、

- ・賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
- ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることはしないこと

とされており、ここに示したスライド調整率がすべてそのまま適用されるわけではない。また、2105年度の積立度合がちょうど1となるように、給付水準調整終了年度のスライド調整率を調整している。したがって、例えば基準ケースにおいては、2012年度に給付水準調整が開始され、報酬比例部分が2019年度に、基礎年金部分が2038年度に調整が

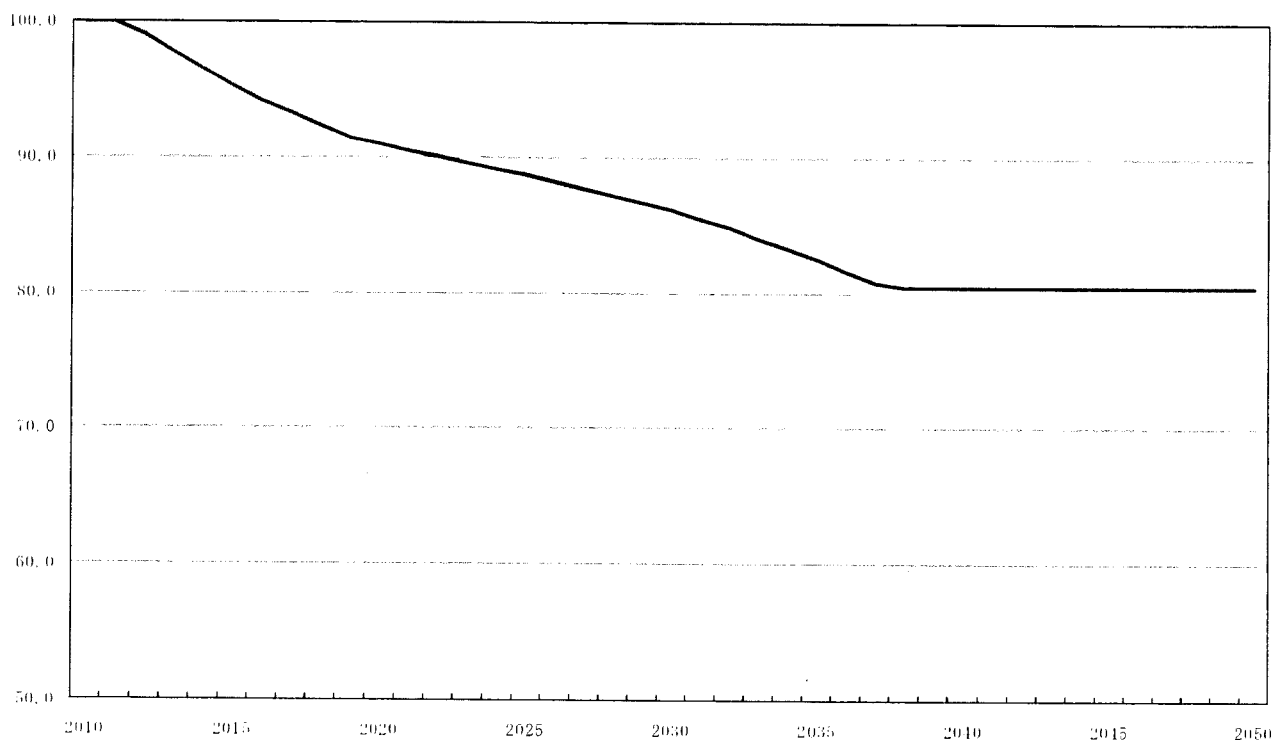
終了する見込みであり、それ以降のスライド調整率は適用されないことになる。

スライド調整率そのものの数値は、給付水準調整が行われる見込みの 2012 年度から 2038 年度までの間でみると、 -0.8% ～ -2.0% 程度の水準となっている。

こうした給付水準調整による給付の抑制効果は、スライド調整率そのものではなく、実際に適用される実効のスライド調整率を累積することで測ることができるが、それは見方を変えると、マクロ経済スライドを織り込んで算出されている所得代替率の変化の度合いをみることに同じになる。実際には、基礎年金部分と報酬比例部分の調整終了年度が異なるため、各人が受け取る年金でみると、各々の基礎年金部分と報酬比例部分の割合に応じて抑制効果が違ってくるが、ここでは代表として標準的な年金の所得代替率の変化の度合いをみることで、給付の抑制効果を把握することとする。

図表 4-1-5 は、2009 年度の所得代替率を 100 とした場合の指数を示したものである。所得代替率の指数は、2009 年度の 100 から徐々に低下していき、給付水準調整が終了する 2038 年度に約 81 となる見込みである。厚生年金の標準的な年金でみると、マクロ経済スライドの結果として、最終的には給付が約 2 割抑制される見込みであることがわかる。

(図表 4-1-5) 2009 年度の所得代替率を 100 とした場合の指数



③前回との比較

基礎年金部分と報酬比例部分のマクロ経済スライドは、前回の財政再計算ではともに2023年度に終了したが、今回の財政検証・財政再計算では基礎年金部分が2038年度、報酬比例部分が2019年度と終了年度が異なっており、所得代替率そのものをみるだけでは前回からの変化を捉えるのが難しい。そこで、給付水準を前回と比較するにあたり、厚生年金において、所得代替率の分子となる「標準的な年金」を「基礎年金部分（夫婦二人の基礎年金）」と「報酬比例部分（夫の報酬比例年金）」に分け、各々を所得代替率の分母となる「現役（男子）の平均手取り年収（月額換算）」で除した率を作成し、分析することとする（図表4-1-6）。

厚生年金の所得代替率は、前回の財政再計算時点では2004年度に59.3%となっていたものが、マクロ経済スライドの実施により2010年度では56.8%まで低下する見込みとなっていた。しかし、物価や賃金の下落によりマクロ経済スライドが実施されていないことに加え、所得代替率を算出する際の平均年収が前回に比べ下がっていることから、今回の財政検証においては2010年度の所得代替率は62.3%と、前回に比べ5.4ポイント高い水準となっている。基礎年金部分と報酬比例部分の内訳をみると、基礎年金部分で4.4ポイント、報酬比例部分で1.0ポイント高くなっている。

平成21年財政検証における所得代替率をみると、2012年度にマクロ経済スライドが開始される見込みであるため、2011年度までは所得代替率が変化せず、2012年度以降に基礎年金部分、報酬比例部分の率が共に減少していく。マクロ経済スライドの終了年度が、基礎年金部分2038年度、報酬比例部分2019年度と異なっているため、スライド調整期間の長さを反映して、最終的には、基礎年金部分が2010年度時点と比べて9.8ポイントの低下、報酬比例部分が2.2ポイントの低下となっており、報酬比例部分に比べて基礎年金部分の低下幅が大きくなっている。

前回と比較すると、マクロ経済スライドによるスライド調整率自体が少子化の進展で大きくなっていることを反映して、所得代替率の前回との差は2012年度以降若干縮小し、2019年度には5.3ポイントとなる。しかし報酬比例部分のマクロ経済スライドが前回より早く終了するため、2019年度以降この差が拡大し、2022年度には5.7ポイントに達している。2024年度以降においては、前回はマクロ経済スライドが行われないのに対し、今回は基礎年金部分でのマクロ経済スライドが続くため、2038年度まで所得代替率の差は急速に縮小し、2038年度では差は-0.1ポイントと前回と所得代替率とほぼ同水準となっている。

(図表 4-1-6) 厚生年金の所得代替率の平成 16 年財政再計算との比較

年度	基礎年金部分			報酬比例部分			合計		
	16年再計算	21年検証	差	16年再計算	21年検証	差	16年再計算	21年検証	差
	①	②	②-①	①	②	②-①	①	②	②-①
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2010	32.2	36.6	4.4	24.7	25.6	1.0	56.8	62.3	5.4
2011	31.7	36.6	4.9	24.3	25.6	1.3	56.1	62.3	6.2
2012	31.3	36.4	5.0	24.0	25.3	1.3	55.4	61.7	6.3
2013	30.9	35.9	4.9	23.7	25.0	1.2	54.7	60.9	6.2
2014	30.6	35.4	4.8	23.4	24.6	1.2	54.0	60.1	6.0
2015	30.3	35.0	4.7	23.2	24.3	1.1	53.5	59.3	5.9
2016	30.0	34.6	4.6	23.0	24.1	1.1	52.9	58.7	5.7
2017	29.7	34.2	4.5	22.8	23.8	1.0	52.5	58.0	5.6
2018	29.5	33.9	4.4	22.6	23.6	1.0	52.0	57.5	5.4
2019	29.2	33.6	4.4	22.4	23.4	1.0	51.6	56.9	5.3
2020	29.0	33.3	4.3	22.2	23.1	1.1	51.2	56.6	5.1
2021	28.8	33.0	4.2	22.0	23.1	1.3	50.8	56.3	5.5
2022	28.5	32.7	4.2	21.9	23.1	1.5	50.4	56.1	5.7
2023	28.4	32.4	4.0	21.8	23.1	1.6	50.2	55.8	5.6
2024	28.4	32.1	3.7	21.8	23.4	1.6	50.2	55.5	5.3
2025	28.4	31.9	3.4	21.8	23.4	1.6	50.2	55.2	5.0
2026	28.4	31.6	3.1	21.8	23.4	1.6	50.2	55.0	4.7
2027	28.4	31.3	2.8	21.8	23.1	1.6	50.2	54.6	4.4
2028	28.4	31.0	2.5	21.8	23.1	1.6	50.2	54.3	4.1
2029	28.4	30.6	2.2	21.8	23.1	1.6	50.2	54.0	3.8
2030	28.4	30.3	1.8	21.8	23.1	1.6	50.2	53.7	3.4
2031	28.4	29.9	1.4	21.8	23.1	1.6	50.2	53.3	3.0
2032	28.4	29.5	1.0	21.8	23.1	1.6	50.2	52.8	2.6
2033	28.4	29.0	0.6	21.8	23.1	1.6	50.2	52.4	2.1
2034	28.4	28.5	0.1	21.8	23.4	1.6	50.2	51.9	1.7
2035	28.4	28.0	-0.4	21.8	23.1	1.6	50.2	51.4	1.1
2036	28.4	27.5	-0.9	21.8	23.1	1.6	50.2	50.8	0.6
2037	28.4	26.9	-1.5	21.8	23.1	1.6	50.2	50.3	0.1
2038	28.4	26.8	-1.6	21.8	23.1	1.6	50.2	50.1	-0.1
2039	28.4	26.8	-1.6	21.8	23.1	1.6	50.2	50.1	-0.1
2040	28.4	26.8	-1.6	21.8	23.1	1.6	50.2	50.1	-0.1
2045	28.4	26.8	-1.6	21.8	23.4	1.6	50.2	50.1	-0.1
2050	28.4	26.8	-1.6	21.8	23.4	1.6	50.2	50.1	-0.1

2. 保険料水準

次に、給付先決め方式である共済年金について、「保険料率が急激に引き上げられるおそれや、負担が過大なものとなるおそれのないこと」という観点から、保険料水準の分析を行う。なお、共済年金との比較のため、保険料水準固定方式である厚生年金と国民年金についても参考としてみていく。

図表4-2-1は、平成21年財政検証・財政再計算に基づく各制度の保険料(率)について、最終保険料(率)及びその到達年度等をまとめたものである。

最終保険料(率)は、厚生年金が18.3%、国共済+地共済が19.8%、私学共済が19.4%、国民年金が16,900円(平成16年度価格)と見込まれており、その到達年度は、厚生年金及び国民年金2017年度、国共済+地共済2023年度、私学共済2030年度となっている。最終保険料率は、共済年金が厚生年金より高い水準になっており、また、前回の財政再計算に比べ、国共済+地共済は1.0%(前回:積立度合1の場合で18.8%)、私学共済は0.9%(前回:18.5%)上昇しているが、いずれの制度においても過大な負担とはなっていないものとする。

また、毎年の引上げ幅については、被用者年金が各制度とも毎年0.354%、国民年金は毎年280円(平成16年度価格)となっている。どの制度も毎年小刻みに引き上げていく計画であり、保険料(率)が急激に引き上げられる状況にはなっていない。

(図表4-2-1) 保険料(率)の比較

	最終保険料(率)	到達年度	引上げ幅 (毎年)
厚生年金	18.3%	2017年度	0.354%
国共済+地共済	19.8%	2023年度	0.354%
私学共済	19.4%	2030年度	0.354%
国民年金	16,900円 (平成16年度価格)	2017年度	月額280円 (平成16年度価格)

3. 積立水準

積立金は、その運用収入により、保険料率の上昇や給付水準の低下を抑える効果がある。また、期間は限られるが、積立金を取り崩すことにより、同様の効果が得られる。このため、積立金の水準は、年金財政の安定性を確保する上で非常に重要である。仮に積立金の水準が低ければ、保険料水準固定方式である厚生年金の場合は、「給付水準が急激に引き下げられるおそれや老後の基本的部分を支えられなくなるおそれのない」という観点から、給付先決め方式である共済年金の場合は、「保険料率が急激に引き上げられるおそれや負担が過大なものとなるおそれがない」という観点からみて、安定性が低いことになる。ここでは、積立水準について検証する。

①積立比率の将来見通し

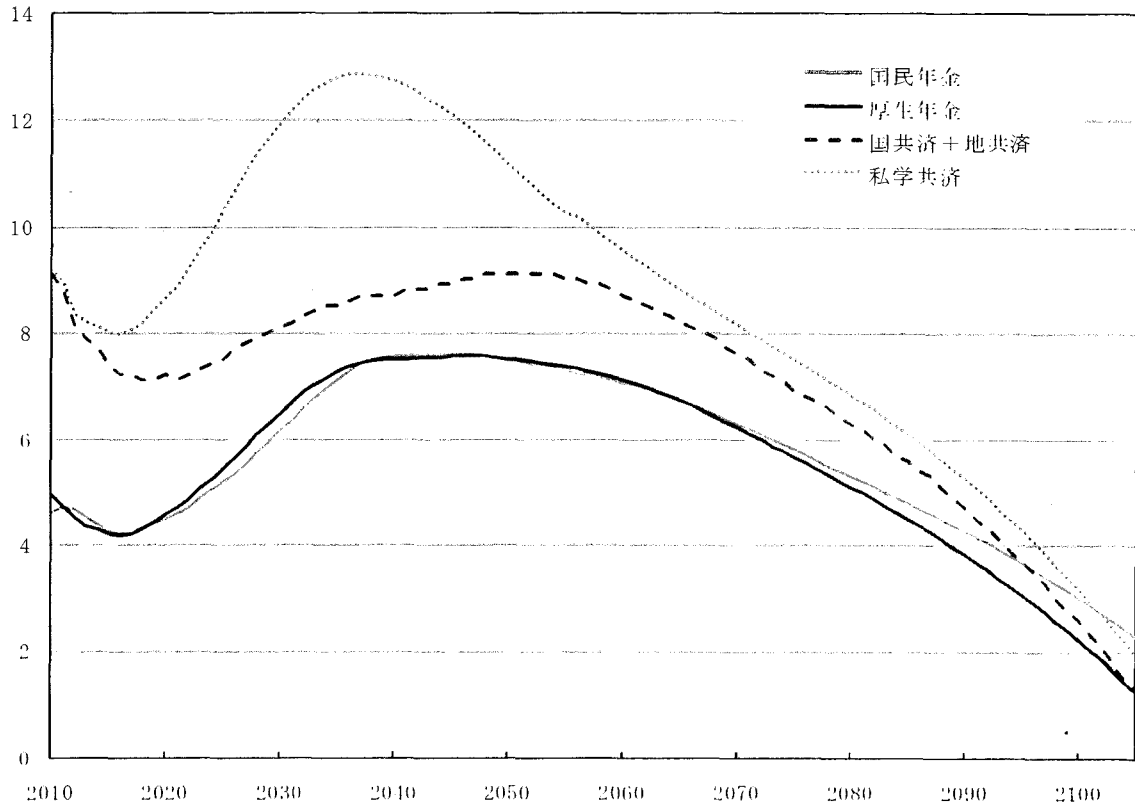
積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち自前で用意しなければならぬ分（＝保険料負担によって賄う部分）の何年分に相当するかを表す財政指標である。

積立比率の将来見通しをみると(図表 4-3-1、4-3-2)、2010 年度には、厚生年金が 4.9、国民年金が 4.6 であるのに対し、国共済+地共済が 9.1 (国共済が 6.3、地共済が 10.1)、私学共済が 9.2 であり、共済年金の積立比率がかなり高くなっている。

各制度とも、2035 年度から 2050 年度頃をピークに低下する見込みとなっているが、特に私学共済ではピーク時の積立比率が 13 弱と非常に高い水準になっており、そこから一気に急低下することとなる。最終的には、2105 年度で、厚生年金 1.2、国共済+地共済 1.3、私学共済 2.0、国民年金 2.3 となることが見込まれる。

このような積立比率の低下は、今回の財政検証・財政再計算で各制度ともに 2105 年度の積立度合が 1 (共済年金は 1 以上) になるように財政見通しを作成していることによるものである。

(図表 4-3-1) 積立比率の将来見通し



(図表 4-3-2) 積立比率の将来見通し

年度	厚生年金	国共済+地共済		私学共済	国民年金	
		国共済	地共済			
2010	4.9	9.1	6.3	10.1	9.2	4.6
2015	4.2	7.4	5.2	8.0	8.0	4.3
2020	4.6	7.2	4.5	8.1	8.7	4.5
2025	5.4	7.5	4.5	8.6	10.3	5.2
2030	6.5	8.1	4.6	9.2	11.9	6.2
2035	7.3	8.5	4.7	9.8	12.8	7.1
2040	7.5	8.7	4.3	10.2	12.7	7.6
2045	7.5	8.9	3.9	10.7	12.1	7.6
2050	7.5	9.1	3.3	11.1	11.2	7.5
2055	7.3	9.0	2.6	11.2	10.2	7.3
2060	7.1	8.7	9.5	7.1
2065	6.7	8.2	8.8	6.7
2070	6.2	7.6	8.1	6.3
2075	5.7	6.9	7.5	5.8
2080	5.1	6.3	6.8	5.3
2085	4.5	5.6	6.1	4.8
2090	3.8	4.7	5.3	4.3
2095	3.1	3.7	4.3	3.7
2100	2.2	2.6	3.2	3.0
2105	1.2	1.3	2.0	2.3

②積立金の運用収入分及び取崩し分の料率換算

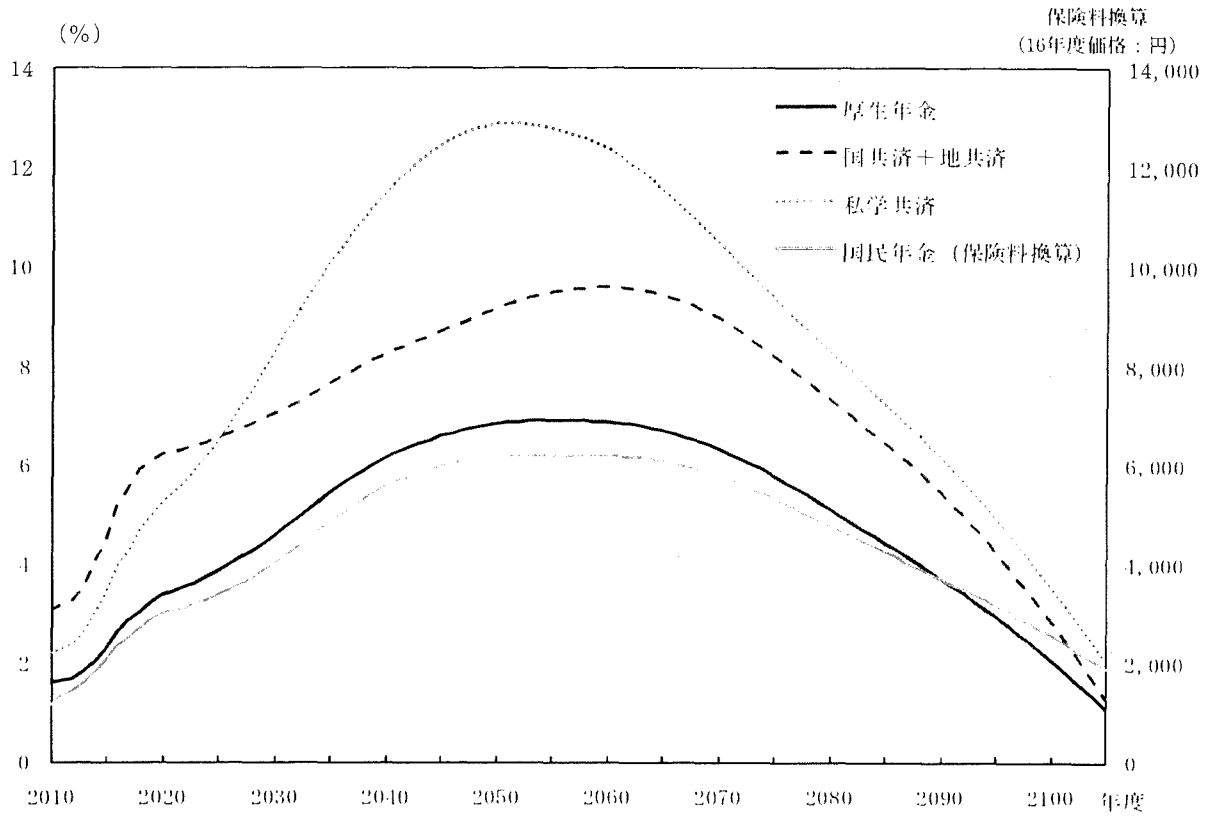
積立金の効果をみるために、積立金の運用収入分と取崩し分を保険料率に換算してみることとする。ただし、国民年金については、保険料（平成16年度価格）に換算したもので表記することとする。

まず、積立金の運用収入分の料率換算の将来見通しをみると(図表4-3-3、4-3-6)、元となる積立金の推移を反映し、各制度とも2050年代頃をピークとした山型の形状になっている。ピーク時で、厚生年金で6.9%、国共済+地共済で9.6%、私学共済で12.9%、国民年金で6,192円と、大きな保険料率の軽減効果が見込まれる。

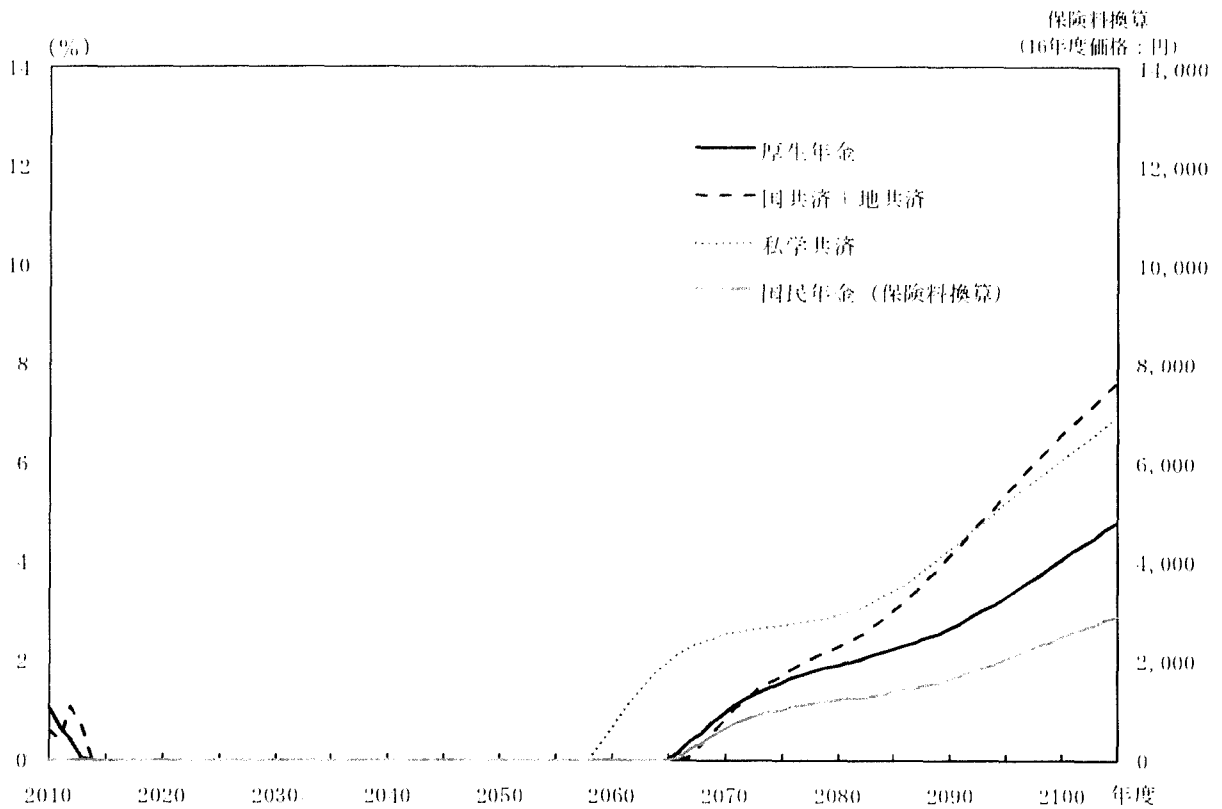
次に、積立金の取崩し分の料率換算の将来見通しをみると(図表4-3-4、4-3-6)、当初厚生年金と国共済+地共済が若干積立金を取り崩す状況にあるが、その後しばらくの間は各制度とも取崩しのない状態で推移する。積立金の取崩しは、私学共済は2059年度から、厚生年金と国民年金は2066年度から、国共済+地共済は2067年度から順次始まり、特に私学共済と国共済+地共済で大きく増加する。2105年度では、厚生年金が4.8%、国共済+地共済が7.6%、私学共済が6.9%、国民年金が2,877円となっており、積立金の取崩し分で保険料率の上昇が抑えられている。

また、積立金の運用収入分と取崩し分を合算して積立金全体の効果をみると(図表4-3-5)、各制度ともかなり高い率となっており、私学共済では12%を超える状態が長く続く状況となっている。仮に積立金を保有していなければ、ここに示した率の分だけさらに保険料率を上げる（若しくは給付水準を下げる）必要があり、各制度とも積立金による保険料率の軽減効果がかなり大きいことがわかる。保険料水準を抑える（固定する）一方である程度の給付水準を確保するために、積立金が大きな役割を果たしている。

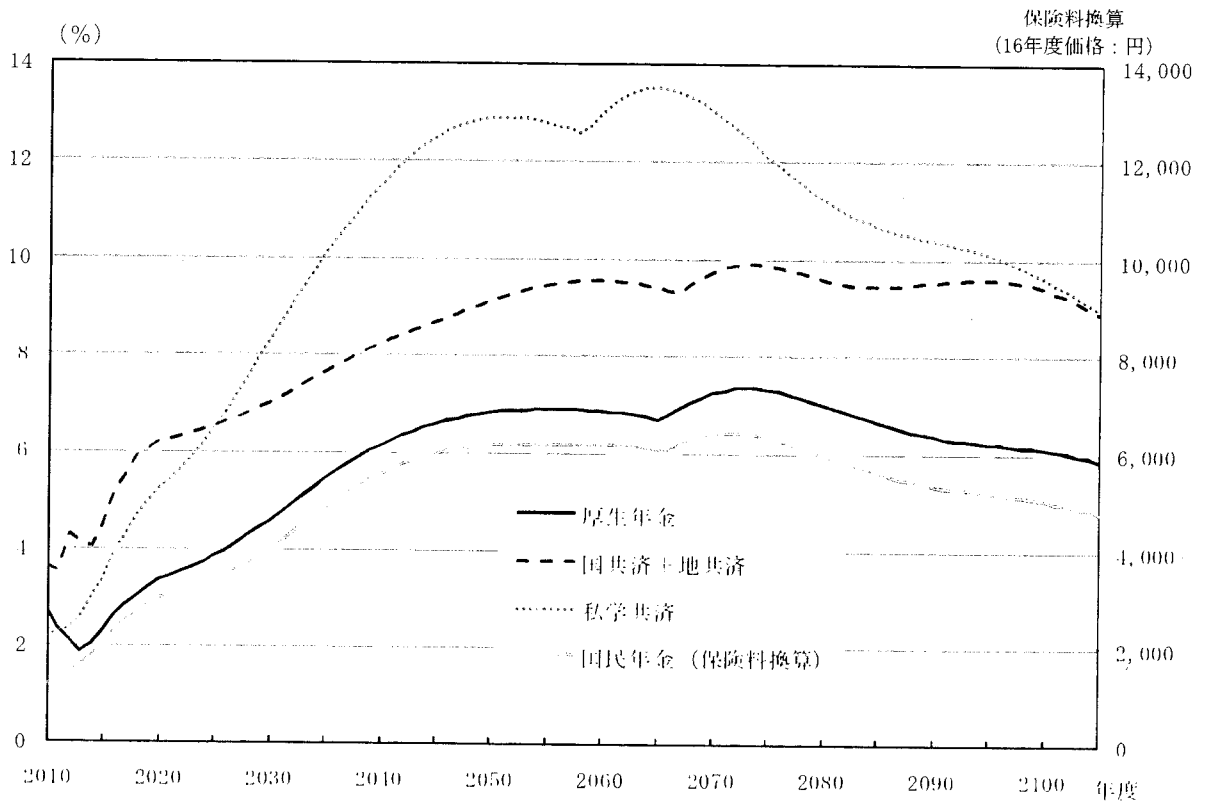
(図表 4-3-3) 運用収入分の料率換算



(図表 4-3-4) 積立金の取崩し分の料率換算



(図表 4-3-5) 積立金の取崩し分・運用収入分の料率換算



(図表 4-3-6) 運用収入分・積立金の取崩し分の料率換算

年度	運用収入分の料率換算				積立金の取崩し分の料率換算			
	厚生年金	国共済 +地共済	私学共済	国民年金 保険料換算 (16年度価格)	厚生年金	国共済 +地共済	私学共済	国民年金 保険料換算 (16年度価格)
2010	1.625	3.060	2.208	1,189	1.112	0.610	-	-
2015	2.281	4.485	3.376	2,031	-	-	-	-
2020	3.365	6.238	5.240	3,001	-	-	-	-
2025	3.861	6.559	6.493	3,377	-	-	-	-
2030	4.584	7.052	8.306	4,003	-	-	-	-
2035	5.446	7.680	10.084	4,844	-	-	-	-
2040	6.157	8.265	11.512	5,562	-	-	-	-
2045	6.599	8.709	12.476	5,979	-	-	-	-
2050	6.848	9.164	12.891	6,168	-	-	-	-
2055	6.923	9.495	12.795	6,192	-	-	-	-
2060	6.890	9.606	12.375	6,183	-	-	0.631	-
2065	6.720	9.448	11.571	6,083	-	-	1.951	-
2070	6.347	8.974	10.513	5,786	0.920	0.798	2.530	605
2075	5.793	8.216	9.395	5,322	1.550	1.704	2.711	1,004
2080	5.142	7.355	8.323	4,793	1.900	2.267	2.922	1,187
2085	4.453	6.471	7.283	4,260	2.215	3.012	3.423	1,355
2090	3.735	5.466	6.188	3,735	2.647	4.108	4.228	1,621
2095	2.958	4.272	4.953	3,188	3.272	5.361	5.182	2,017
2100	2.086	2.869	3.568	2,580	4.019	6.580	6.072	2,468
2105	1.109	1.307	2.079	1,905	4.767	7.617	6.918	2,877

③総合費用率と保険料率の関係

総合費用率は、積立金及びその運用収入がない場合の賦課保険料率に相当することから、保険料率と比較することで、積立金による保険料率の軽減効果を把握できる。すなわち、保険料率が総合費用率を下回っている部分が、積立金の効果で保険料率を軽減している部分となる。

各制度についてみると(図表 4-3-7)、厚生年金では 2010 年度代後半まで及び 2030 年度代後半以降において保険料率が総合費用率を下回っており、ピーク時では 7.4%の保険料率が軽減されている。国共済+地共済では、一貫して保険料率が総合費用率を下回っており、ピーク時の軽減効果は 9.8%である。私学共済では、2010 年度代後半まで及び 2040 年度頃以降において保険料率が総合費用率を下回っており、ピーク時の軽減効果は 13.4%である。

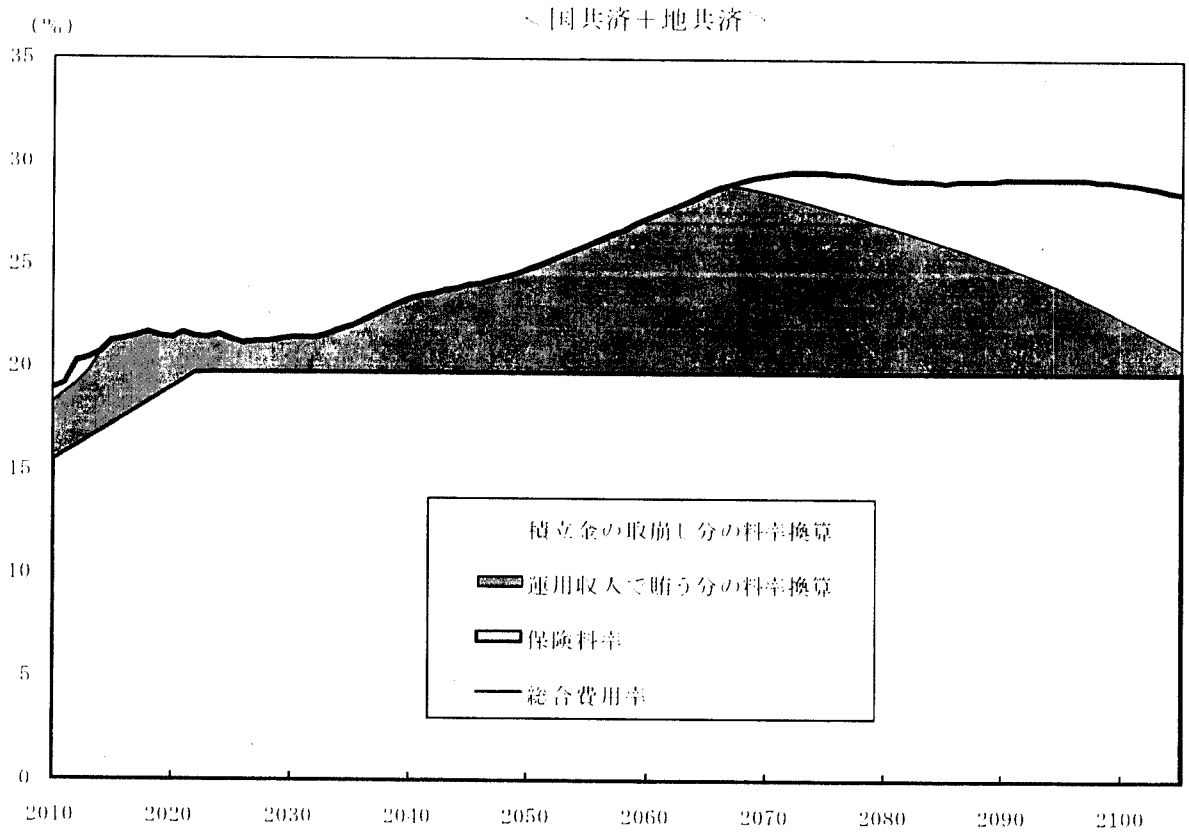
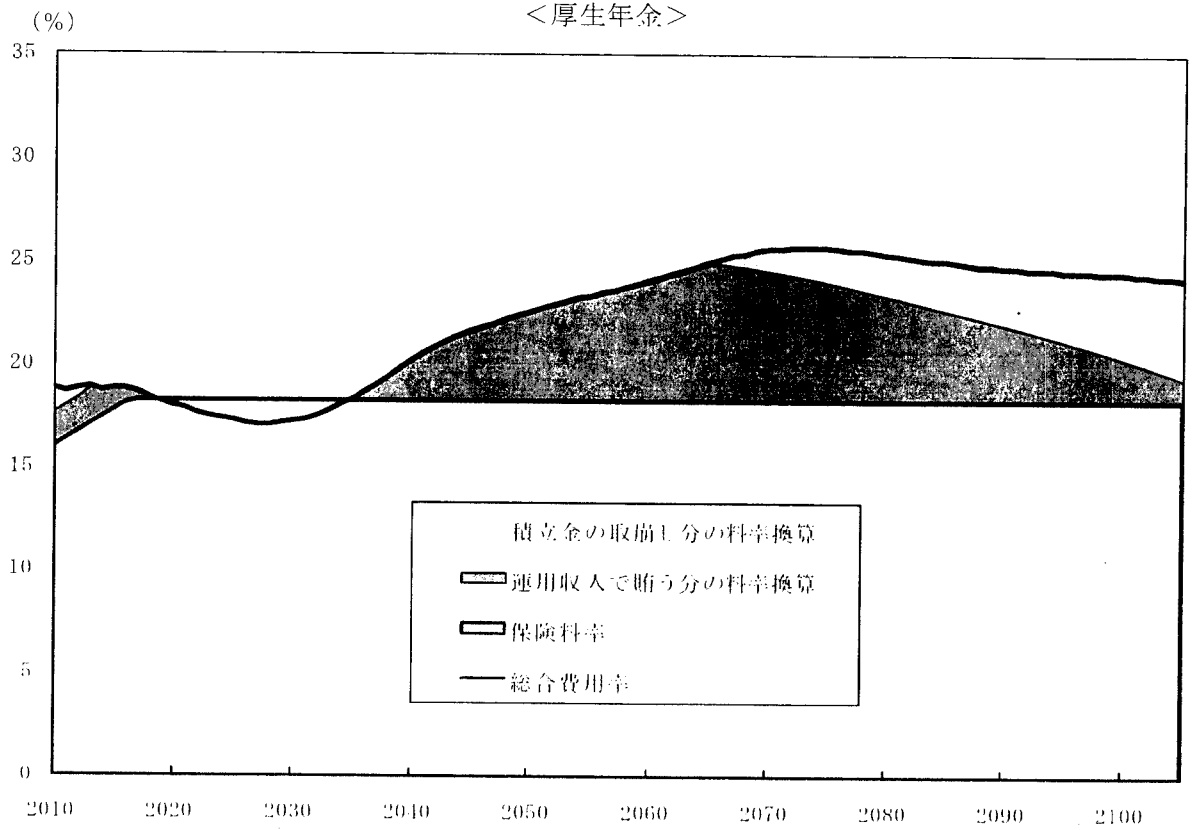
推計期間の後半は相当程度の保険料率が軽減される状況にあるが、各制度とも年度を追うにつれ、運用収入で賄う部分が減り、積立金の取崩しにより賄う方向にシフトしていくことがわかる。共済年金は、厚生年金に比べ、現在の積立水準の高さを反映して、積立金による保険料率の軽減効果が大きく、特に私学共済では、将来的に急増する総合費用率の上昇分を高い水準の積立金による運用収入や取崩しの効果で賄い、結果的に他制度とほぼ同等の保険料率水準に抑える構造となっている。

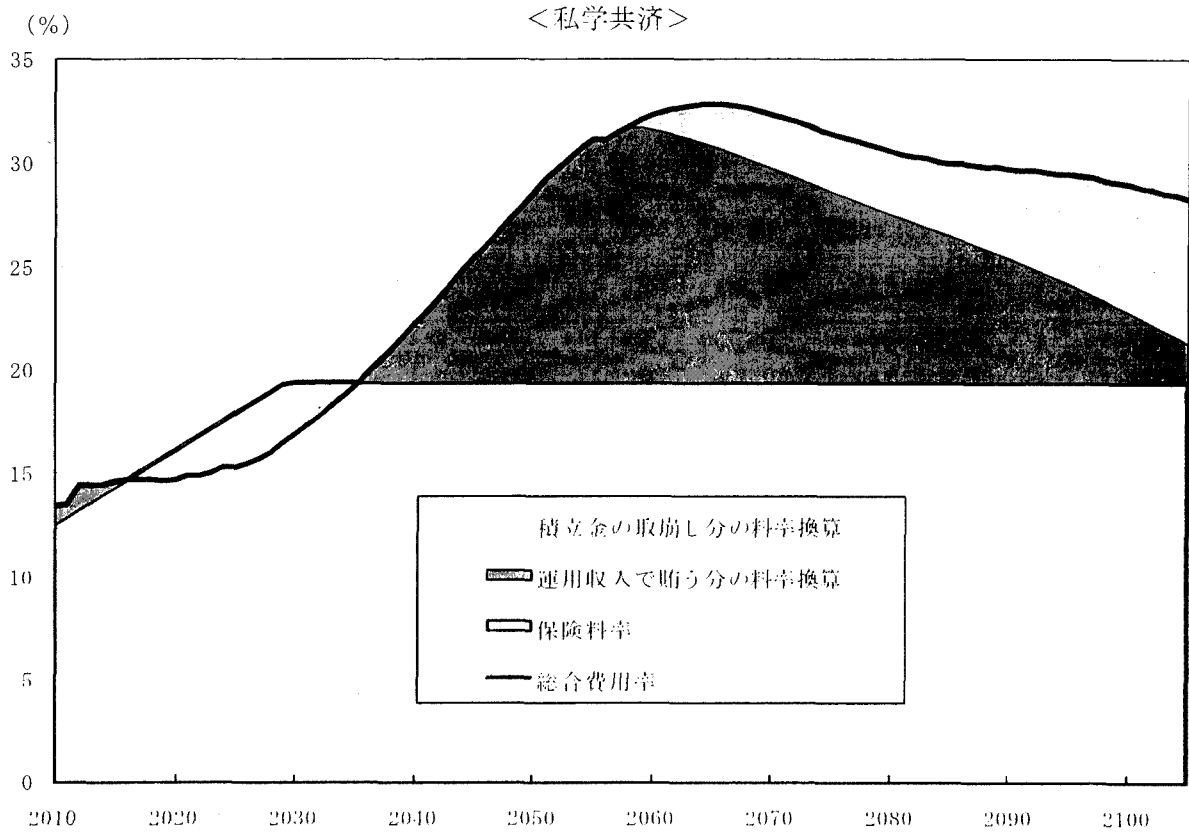
国民年金には標準報酬という概念がなく、被用者年金制度のような総合費用率を求めることができないことから、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分(=総合費用率の分子である「実質的な支出-国庫・公経済負担」)を保険料に換算^注し、その換算額(以下「総合費用の保険料換算」という。)と保険料を比較することにより、積立金による保険料の軽減効果をみることにする。なお、この総合費用の保険料換算は、積立金及びその運用収入がない場合の賦課保険料に相当する。

注：「実質的な支出-国庫・公経済負担」(名目額) / 保険料収入(名目額)
× 保険料(平成 16 年度価格)
として、社会保障審議会年金数理部会において推計した。

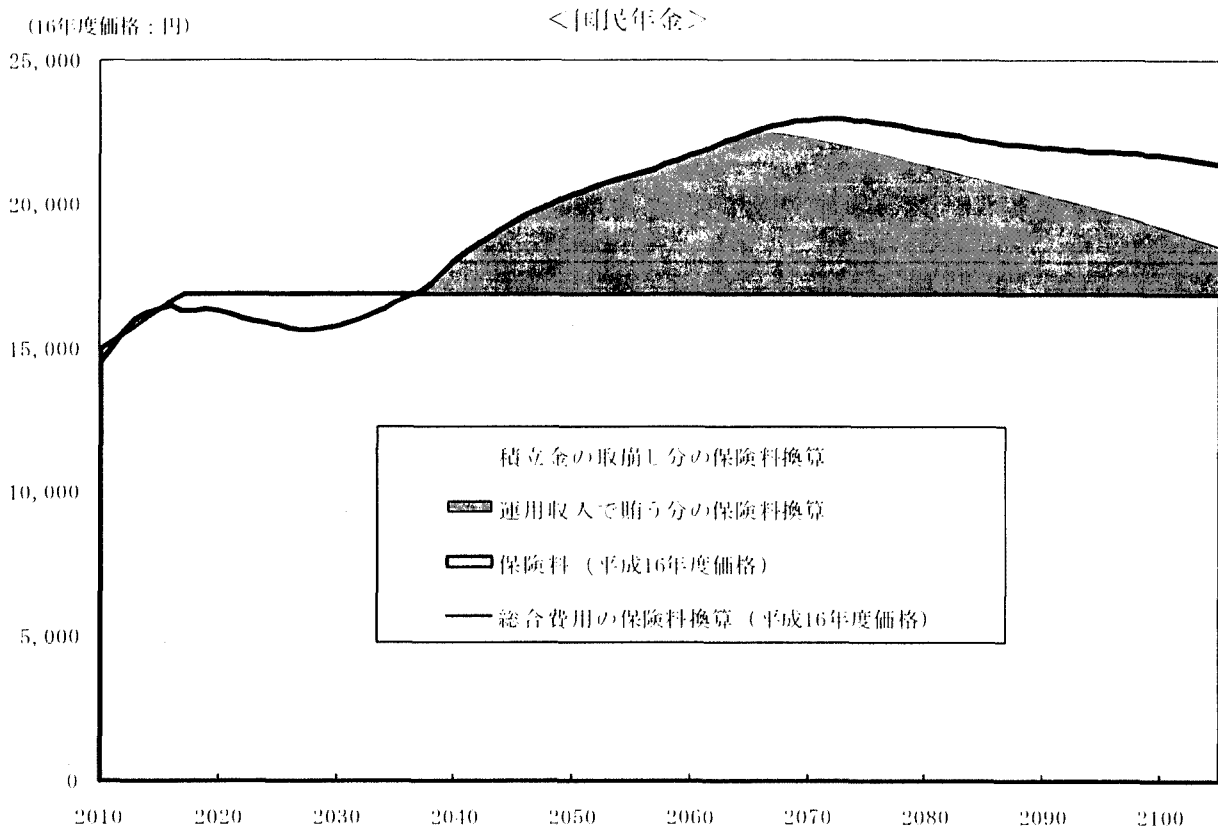
国民年金における総合費用の保険料換算と保険料(いずれも平成 16 年度価格)の関係を見ると(図表 4-3-8)、当初は保険料が総合費用の保険料換算とほぼ同水準であるが、2020 年度代から 2030 年度代頃には保険料の方が高い状態で推移する。その後は再び保険料の方が低い状態が続き、ピーク時で約 6,100 円の保険料が軽減されている。

(図表 4-3-7) 総合費用率と保険料率の関係





(図表 4-3-8) 総合費用の保険料換算と保険料の関係 (平成16年度価格)



平成 21 年財政検証・財政再計算で収支均衡を図っている 2105 年度までの期間においては、上記のように積立金による運用収入や取崩しの効果で保険料率を抑えることができるが、それ以後の期間において積立金の積立割合が低下することになれば、積立金による保険料率の軽減効果がそれほど期待できないため、保険料の引上げや給付水準の引下げ等の措置を講じなければ、収支の均衡を図れないことになる。特に、前回の財政再計算と比較すると、総合費用率の上昇ほどは保険料率が引き上げられておらず、積立金の役割が増大していることに留意する必要がある。

(図表 4-3-9) 総合費用率と保険料率の比較

年度	厚生年金			国共済+地共済			私学共済			国民年金		
	総合費用率 (1)	保険料率 (2)	①-②	総合費用率 (1)	保険料率 (2)	①-②	総合費用率 (1)	保険料率 (2)	①-②	総合費用の 保険料換算 (16年度価格)	保険料 (16年度価格)	①-②
2010	18.8	16.058	2.7	18.91	15.508	3.4	13.4	12.584	0.8	14,461	11,980	△2,481
2015	18.8	17.828	1.0	21.3	17.278	4.0	14.6	14.354	0.2	16,384	16,380	4
2020	17.9	18.3	△0.4	21.46	19.048	2.4	14.7	16.121	△1.4	16,321	16,900	△579
2025	17.3	18.3	△1.0	21.4	19.8	1.6	15.3	17.891	△2.6	15,832	16,900	△1,068
2030	17.2	18.3	△1.1	21.4	19.8	1.6	16.9	19.4	△2.5	15,787	16,900	△1,113
2035	18.3	18.3	0.0	22.0	19.8	2.2	19.2	19.4	△0.2	16,596	16,900	△304
2040	20.2	18.3	1.9	23.4	19.8	3.6	22.2	19.4	2.8	18,039	16,900	1,139
2045	21.6	18.3	3.3	24.0	19.8	4.2	25.4	19.4	6.0	19,385	16,900	2,485
2050	22.6	18.3	4.3	24.8	19.8	5.0	28.6	19.4	9.2	20,318	16,900	3,418
2055	23.3	18.3	5.0	26.0	19.8	6.2	31.1	19.4	11.7	20,990	16,900	4,090
2060	24.1	18.3	5.8	27.3	19.8	7.5	32.3	19.4	12.9	21,686	16,900	4,786
2065	24.9	18.3	6.6	28.6	19.8	8.8	32.8	19.4	13.4	22,157	16,900	5,257
2070	25.5	18.3	7.2	29.1	19.8	9.3	32.3	19.4	12.9	22,911	16,900	6,011
2075	25.6	18.3	7.3	29.6	19.8	9.8	31.4	19.4	12.0	22,867	16,900	5,967
2080	25.3	18.3	7.0	29.3	19.8	9.5	30.5	19.4	11.1	22,542	16,900	5,642
2085	24.9	18.3	6.6	29.1	19.8	9.3	30.0	19.4	10.6	22,196	16,900	5,296
2090	24.7	18.3	6.4	29.2	19.8	9.4	29.7	19.4	10.3	21,955	16,900	5,055
2095	24.5	18.3	6.2	29.3	19.8	9.5	29.4	19.4	10.0	21,820	16,900	4,920
2100	24.4	18.3	6.1	29.1	19.8	9.3	28.9	19.4	9.5	21,678	16,900	4,778
2105	24.2	18.3	5.9	28.6	19.8	8.8	28.3	19.4	8.9	21,428	16,900	4,528

4. 年金の財源と給付の内訳

①制度間の比較

公的年金制度の年金給付は、将来の保険料収入、国庫・公経済負担及び積立金から得られる財源（積立金の取崩し及び運用収入）などにより賄われることになる。各制度の財政検証・財政再計算においては、これらの収支見通しを作成することにより財政の均衡を図っているが、財政状況をより詳しく把握するために、各制度の年金の財源と給付の内訳をみる。

図表4-4-1は、平成21年財政検証・財政再計算に基づく各制度の年金の財源と給付の内訳を、運用利回りによる一時金換算、すなわち運用利回りを割引率とした現価で示したものである。具体的には、今後95年間（平成21年財政検証・財政再計算において財政の均衡期間とされた2105年度まで）にわたる毎年度の年金給付の内訳と、それを賄う財源である毎年度の保険料収入、国庫・公経済負担及び積立金から得られる財源とを、すべて現時点（基準時点＝平成21年度末）の額に運用利回りで換算し、それらを積み上げることにより、一時金換算（「現価」）で示している。したがって、年金の財源と給付の内訳がそれぞれ現時点の積立金に換算してどれだけの大きさに相当するかが把握でき、将来の財政状況が集約されたものとなっている。

ここで、給付については、今後支払われることになる将来の給付費を、これまでの保険料拠出に対応する給付（平成21年度以前の過去期間に係る分）と今後の保険料拠出に対応する給付（平成22年度以降の将来期間に係る分）の2つに区分し、さらにそれぞれを基礎年金分（基礎年金拠出金の現価）と2階・3階部分に分けて表示している。また、財源である国庫・公経済負担についても、給付と同様の考え方により、過去期間に係る分と将来期間に係る分に区分している。なお、ここでは2105年度までの財源と給付を対象としているため、財源の中には2105年度時点において保有する積立金（おおむね1年分の給付の現価）分は含まれていない。

(図表 4-4-1) 財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算) の比較

(単位：兆円)

	厚生年金	国共済+地共済	私学共済	国民年金
財 源	1660	280.1	25.5	220
保険料	1190	196.7	18.6	90
積立金から得られる財源	140	46.7	3.4	10
国庫・公経済負担	330	36.7	3.6	120
過去期間分	190	21.2	2.1	60
将来期間分	140	15.5	1.5	50
給 付	1660	280.1	25.5	220
過去期間分	830	173.4	13.2	120
2階・3階部分	460	131.3	9.0	
基礎年金分	370	42.1	4.2	
将来期間分	830	106.7	12.3	100
2階・3階部分	550	75.7	9.4	
基礎年金分	270	31.0	2.9	

注1) 基準時点は平成21年度末である。(過去期間分は平成21年度以前分、将来期間分は、平成22年度以降分である。)

注2) 基礎年金交付金及び追加費用により賄われる給付費を除いて算出している。

注3) 厚生年金の「2階・3階部分」欄は、2階部分である。

まず、各公的年金制度の財源の内訳を見ると(図表4-4-1)、国民年金において国庫・公経済負担の割合が大きくなっている。国庫・公経済負担を除いて保険料と積立金の中で積立金の占める割合をみると、厚生年金と国民年金は10%前後であるのに対して、国共済+地共済は19%、私学共済は15%と高くなっており、共済年金の財政運営において積立金の寄与が大きいことが示されている。

次に、給付の内訳を見ると、厚生年金と私学共済は過去期間分が50%程度であるのに対して、国民年金では55%、国共済+地共済では62%と成熟化が進んでいることが示されている。

なお、参考までに、各制度の年金の財源と給付の内訳を図にしたものを、図表4-4-2～図表4-4-6として示しておく。

(図表 4-4-2)

厚生年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

財 源		給 付													
合計 1,660兆円		合計 1,660兆円													
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">保 険 料 1,190兆円</div>		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">過去期間に係る分 (平成21年度以前) 830兆円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">将来期間に係る分 (平成22年度以降) 830兆円</td> </tr> <tr> <td>2階部分 460兆円</td> <td>2階部分 550兆円</td> </tr> <tr> <td>基礎年金分 370兆円</td> <td>基礎年金分 270兆円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">うち受給者分 430兆円</td> </tr> <tr> <td>2階部分 250兆円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎年金分 180兆円</td> <td></td> </tr> </table>		過去期間に係る分 (平成21年度以前) 830兆円	将来期間に係る分 (平成22年度以降) 830兆円	2階部分 460兆円	2階部分 550兆円	基礎年金分 370兆円	基礎年金分 270兆円	うち受給者分 430兆円		2階部分 250兆円		基礎年金分 180兆円	
過去期間に係る分 (平成21年度以前) 830兆円	将来期間に係る分 (平成22年度以降) 830兆円														
2階部分 460兆円	2階部分 550兆円														
基礎年金分 370兆円	基礎年金分 270兆円														
うち受給者分 430兆円															
2階部分 250兆円															
基礎年金分 180兆円															
=															
積立金から得られる財源 140兆円 (積立金の取り崩し及び運用収入)															
過去期間に係る分 (平成21年度以前) 190兆円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国庫負担 330兆円</div> うち受給者分 90兆円	将来期間に係る分 (平成22年度以降) 140兆円													
平成21年度末		平成21年度末													

注1) 長期的な(平成32(2020)年度～)経済前提は、賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%、運用利回り4.1%としている。

注2) 基礎年金交付金により賄われる給付費を除いて算出している。

(図表 4-4-3)

国共済+地共済の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

— 平成21年財政再計算 —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる共済年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示したもの

財 源		給 付							
合計 280.1兆円		合計 280.1兆円							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">掛 金 収 入 196.7兆円</div>		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">過去期間に係る分 (平成21年度以前) 173.4兆円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">将来期間に係る分 (平成22年度以降) 106.7兆円</td> </tr> <tr> <td>2階・3階部分 131.3兆円</td> <td>2階・3階部分 75.7兆円</td> </tr> <tr> <td>基礎年金分 42.1兆円</td> <td>基礎年金分 31.0兆円</td> </tr> </table>		過去期間に係る分 (平成21年度以前) 173.4兆円	将来期間に係る分 (平成22年度以降) 106.7兆円	2階・3階部分 131.3兆円	2階・3階部分 75.7兆円	基礎年金分 42.1兆円	基礎年金分 31.0兆円
過去期間に係る分 (平成21年度以前) 173.4兆円	将来期間に係る分 (平成22年度以降) 106.7兆円								
2階・3階部分 131.3兆円	2階・3階部分 75.7兆円								
基礎年金分 42.1兆円	基礎年金分 31.0兆円								
=									
積立金から得られる財源 46.7兆円 (積立金の取り崩し及び運用収入)									
過去期間に係る分 (平成21年度以前) 21.2兆円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国庫負担 36.7兆円</div>	将来期間に係る分 (平成22年度以降) 15.5兆円							
平成21年度末		平成21年度末							

注1) 長期的な(平成32(2020)年度～)経済前提は、賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%、運用利回り4.1%としている。

注2) 基礎年金交付金及び追加費用により賄われる給付費を除いて算出している。

(図表 4-4-4)

私学共済の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)
— 平成21年財政再計算 —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる共済年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示したもの

財 源		給 付	
合計 25.5兆円		合計 25.5兆円	
掛金収入 18.6兆円		過去期間に係る分 (平成21年度以前) 13.2兆円	将来期間に係る分 (平成22年度以降) 12.3兆円
積立金から得られる財源 3.4兆円 (積立金の取り崩し及び運用収入)		2階・3階部分 9.0兆円 基礎年金分 4.2兆円	2階・3階部分 9.4兆円 基礎年金分 2.9兆円
過去期間に係る分 (平成21年度以前) 2.1兆円	国庫負担 3.6兆円	将来期間に係る分 (平成22年度以降) 1.5兆円	
平成21年度末		平成21年度末	

注1) 長期的な(平成32(2020)年度～)経済前提は、賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%、運用利回り4.1%としている。

注2) 基礎年金交付金により賄われる給付費を除いて算出している。

(図表 4-4-5)

国民年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)
— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示したもの

財 源		給 付	
合計 220兆円		合計 220兆円	
保険料 90兆円 うち保険料14,700円に相当する分 80兆円		過去期間に係る分 (平成21年度以前) 120兆円	将来期間に係る分 (平成22年度以降) 100兆円
積立金から得られる財源 10兆円 (積立金の取り崩し及び運用収入)		うち受給者分 60兆円	
過去期間に係る分 (平成21年度以前) 60兆円	国庫負担 120兆円	将来期間に係る分 (平成22年度以降) 50兆円	
うち受給者分 30兆円			
平成21年度末		平成21年度末	

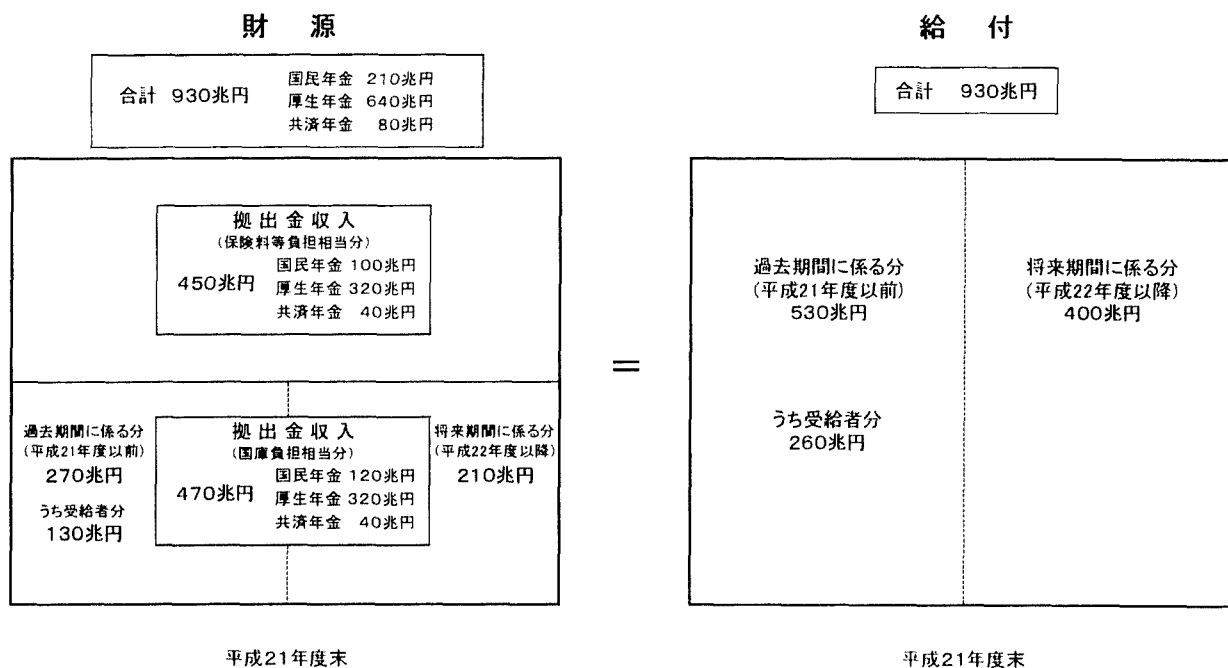
注1) 長期的な(平成32(2020)年度～)経済前提は、賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%、運用利回り4.1%としている。

注2) 基礎年金交付金により賄われる給付費を除いて算出している。

(図表 4-4-6)

基礎年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)
 — 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる基礎年金の財源と給付の内訳を
 運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示したもの



注1) 長期的な(平成32(2020)年度～)経済前提は、賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%、運用利回り4.1%としている。

②前回の平成 16 年財政再計算との比較

財源と給付の内訳は、各年度における保険料、給付費等を現在価値に引き戻して加えたものとなっている。前回の財政再計算時における財源と給付の内訳では 2005 年度から 2099 年度（共済年金は 2100 年度）までの合計を計算しており、今回は 5 年間ずれて 2010 年度から 2104 年度（共済年金は 2105 年度）までとなっている。また、計算の基準時点も、前回は平成 16 年度末であるのに対し、今回は平成 21 年度末と 5 年間ずれている。したがって、前回の財政再計算時の数値と比較するに際しては、前回の数値を平成 21 年度末時点の数値に変換した上で名目価格のずれを調整するとともに、合計対象とする年度をそろえて比較することとした。このような比較を行うことで、前回から今回へ、有限均衡の対象とする期間を 5 年間後ろにずらした際に、どのような状況で財源と給付のバランスが保たれたのか、その変化を分析する。

国民年金において前回の数値との比較を行ったものが図表 4-4-7 である。給付と財源はつり合っており、給付合計のうち保険料収入と国庫・公経済負担で足りない分を積立金から得られる財源で賄っている構図になっている。

前回の財政再計算では、2005 年度～2009 年度が経過した後の 2009 年度末時点では、当初の積立金のうち 8.7 兆円が利用可能財源（財政均衡期間の給付を賄うための財源として今後利用される積立金）として残る見込みとなっていた。しかし、実際には 9.6 兆円の積立金が利用可能財源として残っており、2009 年度末時点で 0.9 兆円財政が好転した状態になっている。

2010 年度～2099 年度では、マクロ経済スライドの期間を延長した効果や実質的な運用利回りを引き上げた効果等で、基礎年金拠出金が 22.3%、60.2 兆円減っているものの、拠出金の減を反映して国庫負担が 21.9%、32.4 兆円減少、保険料も 24.0%、28.3 兆円減少するため、積立金を財源として賄わなければならない分が 0.6 兆円増加することとなる。

2009 年度までと 2010 年度～2099 年度をあわせて、2099 年度末に 0.3 兆円の利用可能財源を残せる状況となっており、その分が今回の財政検証で新たに加わった 2100 年度～2104 年度の期間に必要となる 0.3 兆円の財源となっている。

(図表 4-4-7)国民年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算) の

平成 16 年財政再計算との比較

(単位：兆円)

		2005年度 ～ 2009年度	2010年度 ～ 2099年度	2100年度 ～ 2104年度	合計
給付 合計	平成16年 財政再計算	24.1	275.0		299.1
	平成21年 財政検証		214.9	2.8	217.7
独自給付分	平成16年 財政再計算	0.9	4.9		5.8
	平成21年 財政検証		5.0	0.0	5.0
基礎年金 拠出金	平成16年 財政再計算	23.2	270.1		293.4
	平成21年 財政検証		209.9	2.7	212.7
財源 合計	平成16年 財政再計算	24.1	275.0		299.1
	平成21年 財政検証		214.9	2.8	217.7
保険料 収入	平成16年 財政再計算	11.9	118.1		130.0
	平成21年 財政検証		89.7	0.9	90.7
国庫・ 公経済 負担等	平成16年 財政再計算	10.3	148.2		158.5
	平成21年 財政検証		115.8	1.5	117.3
積立金から 得られる 財源	平成16年 財政再計算	1.9	8.7		10.6
	平成21年 財政検証		9.4	0.3	9.6

		2009年度末	2099年度末	2104年度末
積立金(利用 可能財源)	平成16年 財政再計算	8.7	0.0	
	平成21年 財政検証	9.6	0.3	0.0

(注1) 年金数理部会による推計値である。

(注2) 基準時点は、平成21年度末(2009年度末)である。

(注3) 基礎年金交付金により賄われる給付費を除いて算出している。

厚生年金において前回の数値との比較を行ったものが図表 4-4-8 である。

前回の財政再計算では、2005 年度～2009 年度が経過した後の 2009 年度末時点で、積立金のうち 142.7 兆円が利用可能財源として残る見込みとなっていた。一方、今回の財政検証における利用可能財源は 140.5 兆円であり、2009 年度末時点で 2.3 兆円減少している。

2010 年度～2099 年度では、実質的な運用利回りは引き上げたものの、報酬比例部分のマクロ経済スライドの期間を短縮したこと等の影響で、2 階部分の給付費は 0.6%、6.4

兆円増加している。また、基礎年金拠出金は、基礎年金のマクロ経済スライド期間を延長した効果や実質的な運用利回りを引き上げた効果等で、6.4%、43.0兆円減少することとなる。一方、保険料は実質的な運用利回りの上昇で減少するが、直近における被保険者の増加等の影響で1.1%、13.0兆円の減少にとどまる。全体として、この間に積立金を財源として賄わなければならない分は6.5兆円減少し、財政が好転することとなる。

2009年度までと2010年度～2099年度をあわせて、2099年度末に4.2兆円の利用可能財源を残せる状況となっており、その分が2100年度～2104年度に必要な4.2兆円の財源となっている。

(図表4-4-8) 厚生年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）の
平成16年財政再計算との比較

(単位：兆円)

		2005年度 ～ 2009年度	2010年度 ～ 2099年度	2100年度 ～ 2104年度	合計
給付 合計	平成16年 財政再計算	173.8	1,672.0		1,845.7
	平成21年 財政検証		1,635.4	21.0	1,656.4
2階部分の 給付費	平成16年 財政再計算	114.0	998.5		1,112.5
	平成21年 財政検証		1,004.9	12.9	1,017.8
基礎年金 拠出金	平成16年 財政再計算	59.8	673.4		733.2
	平成21年 財政検証		630.5	8.1	638.6
財源 合計	平成16年 財政再計算	173.8	1,672.0		1,845.7
	平成21年 財政検証		1,635.4	21.0	1,656.4
保険料 収入	平成16年 財政再計算	115.5	1,186.3		1,301.7
	平成21年 財政検証		1,173.3	12.8	1,186.0
国庫・ 公経済 負担等	平成16年 財政再計算	25.7	343.0		368.7
	平成21年 財政検証		325.9	4.1	330.0
積立金から 得られる 財源	平成16年 財政再計算	32.6	142.7		175.3
	平成21年 財政検証		136.2	4.2	140.5

		2009年度末	2099年度末	2104年度末
積立金(利用 可能財源)	平成16年 財政再計算	142.7	0.0	
	平成21年 財政検証	140.5	4.3	0.1

- (注1) 年金数理部会による推計値である。
(注2) 基準時点は、平成21年度末(2009年度末)である。
(注3) 基礎年金交付金により賄われる給付費を除いて算出している。

国共済+地共済において前回の数値との比較を行ったものが図表4-4-9である。

前回の財政再計算では、2009年度末時点で積立金のうち45.2兆円が利用可能財源として残る見込みとなっていた。しかし、実際には46.7兆円の積立金が利用可能財源として残っており、1.5兆円財政が好転している。

(図表4-4-9) 国共済+地共済の財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)の平成16年財政再計算との比較

(単位：兆円)

		2005年度 ～ 2009年度	2010年度 ～ 2100年度	2101年度 ～ 2105年度	合計
給付 合計	平成16年 財政再計算	29.7	296.8		326.4
	平成21年 財政再計算		276.7	3.4	280.1
2・3階 部分の 給付費	平成16年 財政再計算	21.6	215.3		236.9
	平成21年 財政再計算		204.4	2.6	207.0
基礎年金 拠出金	平成16年 財政再計算	8.1	81.5		89.6
	平成21年 財政再計算		72.3	0.9	73.1
財源 合計	平成16年 財政再計算	29.7	296.8		326.4
	平成21年 財政再計算		276.7	3.4	280.1
保険料 収入	平成16年 財政再計算	22.6	210.7		233.4
	平成21年 財政再計算		194.7	2.0	196.7
国庫・ 公経済 負担等	平成16年 財政再計算	3.1	40.9		44.0
	平成21年 財政再計算		36.3	0.4	36.7
積立金から 得られる 財源	平成16年 財政再計算	4.0	45.2		49.1
	平成21年 財政再計算		45.8	1.0	46.7

		2009年度末	2100年度末	2105年度末
積立金(利用 可能財源)	平成16年 財政再計算	45.2	0.0	
	平成21年 財政検証	46.7	1.0	0.0

(注1) 年金数理部会による推計値である。

(注2) 基準時点は、平成21年度末(2009年度末)である。

(注3) 基礎年金交付金及び追加費用により賄われる給付費を除いて算出している。

2010年度～2100年度では、実質的な運用利回りは上げたものの、報酬比例部分のマクロ経済スライドの期間を短縮したこと等の影響で、2・3階部分の給付費は5.1%、10.9兆円減少している。また、基礎年金拠出金は、基礎年金のマクロ経済スライド期間を延長した効果や実質的な運用利回りを引き上げた効果等で、11.3%、9.2兆円減少する。一方、保険料は最終保険料率を引き上げた効果はあるものの、実質的な運用利回りの上昇で7.6%、16.1兆円の減少となっている。全体として、この間に積立金を財源として賄わなければならない分が0.6兆円増加することとなる。

2009年度までと2010年度～2100年度をあわせて、2100年度末に1.0兆円の利用可能財源を残せる状況となっており、その分が2101年度～2105年度に必要な1.0兆円の財源となっている。

私学共済において前回の数値との比較を行ったものが図表4-4-10である。

前回の財政再計算では、2009年度末時点で積立金のうち3.2兆円が利用可能財源として残る見込みであった。実際も3.4兆円の積立金が利用可能財源として残っており、0.1兆円増加している。

2010年度～2100年度では、実質的な運用利回りは上げたものの、報酬比例部分のマクロ経済スライドの期間を短縮したこと等の影響で、2・3階部分の給付費は3.2%、0.6兆円の減少にとどまっている。また、基礎年金拠出金は、基礎年金のマクロ経済スライド期間を延長した効果や実質的な運用利回りを引き上げた効果等で、14.5%、1.2兆円減少している。一方、保険料は、最終保険料率を引き上げた効果や直近における被保険者の増加等の影響はあるものの実質的な運用利回りの上昇で6.2%、1.2兆円の減少となっている。全体として、この間に積立金を財源として賄わなければならない分はほとんど同じである。

2009年度までと2010年度～2100年度をあわせて0.1兆円の財政的余裕ができており、2101年度～2105年度に必要な0.1兆円を埋めている。

2009年度までと2010年度～2100年度をあわせて、2100年度末に0.1兆円の利用可能財源を残せる状況となっており、その分が2101年度～2105年度に必要な0.1兆円の財源となっている。

(図表 4-4-10) 私学共済の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）の
平成 16 年財政再計算との比較

(単位：兆円)

		2005年度 ～ 2009年度	2010年度 ～ 2100年度	2101年度 ～ 2105年度	合計
給付 合計	平成16年 財政再計算	2.0	26.9		28.9
	平成21年 財政再計算		25.2	0.3	25.5
2・3階 部分の 給付費	平成16年 財政再計算	1.2	18.7		20.0
	平成21年 財政再計算		18.1	0.3	18.4
基礎年金 拠出金	平成16年 財政再計算	0.8	8.2		9.0
	平成21年 財政再計算		7.0	0.1	7.1
財源 合計	平成16年 財政再計算	2.0	26.9		28.9
	平成21年 財政再計算		25.2	0.3	25.5
保険料 収入	平成16年 財政再計算	1.6	19.6		21.2
	平成21年 財政再計算		18.4	0.2	18.6
国庫・ 公経済 負担等	平成16年 財政再計算	0.3	4.1		4.4
	平成21年 財政再計算		3.5	0.0	3.6
積立金から 得られる 財源	平成16年 財政再計算	0.1	3.2		3.3
	平成21年 財政再計算		3.3	0.1	3.4

		2009年度末	2100年度末	2105年度末
積立金(利用 可能財源)	平成16年 財政再計算	3.2	0.0	
	平成21年 財政再計算	3.4	0.1	0.0

(注1) 年金数理部会による推計値である。

(注2) 基準時点は、平成21年度末(2009年度末)である。

(注3) 基礎年金交付金により賄われる給付費を除いて算出している。

③有限均衡方式への懸念について

前回の財政再計算から、財政計画において約 100 年間の有限均衡方式が導入された。通常の年金数理では永久均衡を収支均衡の条件と考えており、前回の年金数理部会の報告書でも

「年金数理的な観点からは、今回の永久均衡方式で使用した基礎数、基礎率などがそのまま推移するとして、今後 5 年ごとに有限均衡方式で将来見通しの作成や財政再計算が行われていくとすると、給付水準や最終保険料率が見直されて今回計算した永久均衡方式での数値に近づき、最終的には今回の永久均衡方式の下での結果よりも低い給付水準や高い最終保険料率になることが考えられる。」

と懸念を表明したところである。

今回の財政検証・財政再計算では、前回の均衡対象期間の後に 5 年間を追加して、財政計画を作成している。もちろんこの 5 年間において各公的年金制度は積立金なしでは赤字となるが、その額は厚生年金においても 4 兆円程度（現価）となっている。5 年間で 4 兆円という規模は、150 兆円の積立金で見れば毎年 0.6% 程度の運用利回りに相当しており、引き続き今後の財政評価において留意する必要がある。

5. デュレーション

厚生年金、国民年金においては将来の保険料（率）が法律で定められており、年金財政における将来の収支均衡が図れるよう、マクロ経済スライドにより給付を調整することとなる。しかし給付水準は国民の老後における生活水準に直結する問題であり、一定の水準を維持していく必要がある。このため、将来の年金財政を安定的に維持していくためには、積立金の効率的な運用による資産所得を確保していくことも重要である。

①資産運用におけるデュレーション

実際の資産運用においては、国債等の債券運用が中心になっている。債券の金利は通常順イールドであり、短期債よりも長期債の金利の方が高い。リーマンショック以降でも景気後退の影響があり、先進諸国においては短期金利がゼロ近辺に据え置かれている中で、長期金利は低下する局面も見られるものの一定の水準は保っており、順イールドの状況は変わっていない。

債券運用は現時点のキャッシュを将来のキャッシュフローに転換することであり、順イールドであれば、キャッシュフローをより長期間先に転換することで、より多くの金利を得ることができる。そこで、現在からキャッシュフローが発生する時点までの期間をデュレーションとし、デュレーションと金利の関係を示したものが図表4-5-1である。

債券の運用期間の平均的な金利がイールドであるが、現時点での将来の想定金利であるフォワードの金利も示した。15年から20年先ではフォワードの金利は2010年時点で3%弱であり、イールドと比較するとかなり高いことが示されている。フォワードの金利はそのデュレーションで債券運用を行った場合の平均的な金利を示している。公的年金の給付は長期にわたるものであり、成熟化の途上にある場合には特に給付費の発生までの期間が長く、デュレーションも長くなる。このため、金利を評価する際には、イールド金利ではなく、将来の想定金利であるフォワード金利で評価することが適切である。

また、図表4-5-1では、2010年における日々の金利の標準偏差も示している。債券運用におけるリスクは、金利の変動にデュレーションとリスク許容幅を乗じて計算することができる。デュレーションが長くなるほど金利は上昇するが、リスクも大きくなっていくことを確認することができる。

(図表 4-5-1) 国債のデュレーションと金利の関係 (2010年・年間平均)

(単位：%)

期間 デュレーション ①	金利 (イールド)	金利 (フォワード)	金利の 標準偏差 ②	リスク ①×②×d
1年	0.128	0.128	0.013	0.022
2年	0.152	0.175	0.021	0.070
3年	0.207	0.319	0.046	0.227
4年	0.314	0.633	0.074	0.484
5年	0.420	0.846	0.097	0.795
6年	0.544	1.166	0.122	1.200
7年	0.691	1.581	0.144	1.659
8年	0.857	2.022	0.155	2.045
9年	1.029	2.421	0.154	2.276
10年	1.181	2.561	0.154	2.538
15年	1.665	2.638	0.160	3.949
20年	1.951	2.817	0.170	5.592
25年	2.052	2.455	0.178	7.301
30年	2.076	2.198	0.174	8.603
40年	2.114	2.228	0.173	11.354

注) 金利(イールド)は財務省から毎日公表される金利の相乗平均である。

標準偏差は対数値のものであり、リスクはデュレーションと許容範囲の率dを乗じている。

許容範囲の率dは正規分布の片側95%である、標準偏差の1.64・・・倍としている。

②年金の財政見直しにおけるデュレーション

年金財政においては、給付等の発生する時期が決まっているため、キャッシュフローを先送りすることは不可能である。したがって、積立金の効率的な運用を図っていくためにも、年金財政におけるキャッシュフローを分析する必要がある。

年金数理部会では、将来の年金財政の「支出額」を「運用収入を除く収入額」と積立金を活用して賄うべき「純支出」に分け、各々のデュレーションを算出した。ここで算出した年金財政における支出、収入(運用収入を除く)、純支出のデュレーションは、各々のキャッシュフローが発生するまでの期間を、そのキャッシュフローの現在価値(現価)で加重平均したものであり、キャッシュフローの発生までの平均期間を意味する。なお、収入・支出は賃金や物価により変動するため、金利が上昇する際に賃金や物価も上昇する傾向があることを考慮すれば、実際にはここで算出したデュレーションより短くなる可能性があることに留意する必要がある。

図表 4-5-2 は、各々のキャッシュフローの現価の累積構成割合の見通しと、デュレーションを示したものである。

2010年度から2105年度までの96年間において支出の現価の累積が5割に達するのは、厚生年金、国民年金と国共済+地共済では2035年度前後であるのに対して、私学共済では2040年度であり、支出のデュレーションも厚生年金31.5年、国民年金30.8年、国共済+地共済29.9年に対して、私学共済は33.9年と長くなっている。一方、運用収入を除く収入現価をみると、どの制度も2030年度から35年度の間には累積が5割に達しており、デュレーションも厚生年金29.5年、国民年金29.7年、国共済+地共済28.1年、私学共済29.8年と30年弱となっている。

積立金の運用収入や場合によっては取り崩しで賄うべき純支出（＝支出－運用収入を除く収入）をみると、現価の累積が5割に達するのは厚生年金、国民年金と私学共済が2060年度から65年度となっているのに対して、国共済+地共済は2050年度であり、純支出のデュレーションも厚生年金53.4年、国民年金55.7年、私学共済61.0年に対して、国共済+地共済は39.5年となっており、国共済+地共済が他制度に比べ短くなっている。

(図表 4-5-2) 公的年金各制度の支出、運用収入を除く収入、純支出の
現価の累積構成割合とデュレーション

(単位：％、年)

	支出現価の累積割合				運用収入を除く収入現価の累積割合				純支出現価の累積割合			
	厚生年金	国共済 +地共済	私学共済	国民年金	厚生年金	国共済 +地共済	私学共済	国民年金	厚生年金	国共済 +地共済	私学共済	国民年金
2010	2.3	2.7	1.9	2.6	2.2	2.8	2.0	2.7	3.0	2.1	0.8	0.0
2015	13.7	15.7	11.6	14.8	13.8	16.1	12.8	15.3	12.8	13.9	3.9	1.9
2020	21.6	27.5	21.2	26.1	25.6	28.3	21.2	27.0	13.1	23.1	1.5	5.6
2025	31.0	37.5	29.6	35.6	36.2	39.3	35.0	37.0	9.6	28.0	△ 5.6	3.5
2030	42.2	45.9	37.1	43.9	45.6	48.6	41.8	45.8	4.4	31.5	△ 13.7	△ 0.1
2035	49.5	53.2	44.2	51.1	53.9	56.6	53.3	53.4	2.3	35.3	△ 16.5	△ 1.0
2040	56.3	59.8	51.0	57.6	61.0	63.1	60.7	60.0	6.1	40.3	△ 13.0	2.7
2045	62.7	65.7	57.7	63.7	67.2	69.1	67.0	66.0	11.3	46.0	△ 4.1	11.1
2050	68.5	70.9	61.1	69.2	72.6	74.5	72.5	71.1	21.0	51.6	8.6	21.3
2055	73.6	75.5	70.2	71.3	77.3	78.9	77.2	76.1	31.2	57.5	23.3	32.1
2060	78.2	79.7	75.6	78.8	81.3	82.7	81.3	80.1	41.2	63.6	37.6	42.8
2065	82.2	83.1	80.3	82.7	84.9	85.9	84.8	84.0	54.1	69.7	50.8	53.3
2070	85.8	86.6	81.1	86.2	87.9	88.7	87.8	87.2	63.5	75.6	62.1	63.2
2075	88.9	89.5	87.9	89.2	90.1	91.1	90.1	90.0	71.9	81.0	74.2	71.9
2080	91.5	92.0	90.8	91.8	92.7	93.2	92.6	92.3	79.0	85.5	78.6	79.1
2085	93.8	94.1	93.3	93.9	94.6	95.0	94.6	94.3	84.9	89.3	84.6	84.9
2090	95.7	95.9	95.1	95.8	96.3	96.5	96.2	96.1	89.7	92.6	89.5	89.8
2095	97.1	97.5	97.2	97.1	97.7	97.9	97.7	97.6	93.7	95.5	93.7	93.8
2100	98.8	98.8	98.7	98.8	98.9	99.0	98.9	98.9	97.1	98.0	97.2	97.2
2105	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
デュレーション	31.5	29.9	33.9	30.8	29.5	28.1	29.8	29.7	53.4	39.5	61.0	55.7

第5章 公的年金制度の安定性の分析 〈前提を変更した場合の影響〉

1. 前提の変更

財政検証・財政再計算では、将来の保険料収入や給付費を推計するために、社会・経済状況に関して1つの前提をおいている。社会・経済状況が変われば、年金財政にも影響が及ぶ。将来の人口の動向は保険料収入に影響を与え、死亡率の変化は給付費に影響を与える。また、給付費は物価上昇率や賃金上昇率などの経済指標の変動からも影響を受け、保険料収入は、賃金上昇率からも影響を受ける。運用利回りの設定の違いによって運用収入の見通しも変わってくる。

年金財政の安定性をみるために、財政再計算で用いられた前提を変更した場合、どのような影響がどの程度の大ききで起きるのか、感度分析を行うことが重要である。前提の変更は以下の①～④の場合について行い、その下で財政見通しを作成し、前提の変更の影響を分析した。

①出生の動向が変動した場合

各制度とも、被保険者数の見通しには国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口(平成18年12月)」の中位推計を用いているが、この代わりに

(1)出生高位・死亡中位の将来推計人口を用いた場合(「出生高位」)

(2)出生低位・死亡中位の将来推計人口を用いた場合(「出生低位」)

の2通りで財政見通しを作成することとし、その影響をみた。

(1)を「出生高位」といい、(2)を「出生低位」ということにする。

②死亡の動向が変動した場合

各制度とも、年金受給者の死亡失権率等の見通しには国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口(平成18年12月)」の出生率・死亡率共に中位推計を基礎にしているが、この代わりに

(1)出生中位・死亡高位の将来推計人口を被保険者数の見通しに利用し、老齢年金受給者の失権率等の改善をこのケースの死亡率の改善を反映した場合(「死亡高位」)

(2)出生中位・死亡低位の将来推計人口を被保険者数の見通しに利用し、老齢年金受給者の失権率等の改善をこのケースの死亡率の改善を反映した場合(「死亡低位」)

の2通りで財政見通しを作成することとし、その影響をみた。

(1)を「死亡高位」といい、(2)を「死亡低位」ということにする。

③経済的要素(賃金上昇率、運用利回り等)が変動した場合

経済前提は、社会保障審議会年金部会に設置された経済前提専門委員会において、専門的・技術的な事項について行われた検討結果の報告(平成20年11月)に基づいて設定されたものであり、平成32(2020)年度以降、物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.5%、運用利回り4.1%を前提として各制度とも経済中位の推計を行っている。この代わりに

(1) 平成32(2020)年度以降、物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.9%、運用利回り4.2%、としたケース(「経済高位」)

(2) 平成32(2020)年度以降、物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.1%、運用利回り3.9%、としたケース(「経済低位」)

の2通りで財政見通しを作成することとし、その影響をみた。

(1)を「経済高位」といい、(2)を「経済低位」ということにする。平成31(2019)年度以前も含めた、具体的な経済的要素の数値は図表5-1-1に示すとおりである。

(図表5-1-1) 経済的要素のケースごとの設定数値

年度	経済中位ケース			経済高位ケース			経済低位ケース		
	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り
2010	0.2	3.4	1.8	0.3	1.3	2.0	-0.3	1.7	1.7
2011	1.1	2.7	1.9	1.8	3.2	2.2	-0.1	1.3	1.7
2012	1.5	2.8	2.0	1.9	3.2	2.5	-0.1	1.5	1.7
2013	1.8	2.6	2.2	2.1	2.9	2.8	-0.1	1.1	1.8
2014	2.2	2.7	2.6	2.5	3.0	3.1	0.1	1.6	1.9
2015	2.5	2.8	2.9	2.8	3.1	3.9	0.8	1.6	2.0
2016	1.0	2.5	3.4	1.0	2.9	1.0	1.0	2.1	2.8
2017	1.0	2.5	3.6	1.0	2.9	1.2	1.0	2.1	3.1
2018	1.0	2.5	3.9	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.1
2019	1.0	2.5	4.0	1.0	2.9	1.2	1.0	2.1	3.7
2020以降	1.0	2.5	4.1	1.0	2.9	1.2	1.0	2.1	3.9

④出生の動向と経済的要素が同時に変動した場合

出生、死亡、経済的要素それぞれについて、関連が強いという傾向が存在しないため各要素が同時に変動する場合も検討しておく必要がある。ケースの組み合わせは様々になることから、ここでは特に注目される、出生と経済的要素の2つについて、同時に変動するケースとして

(1) 出生については「出生高位」のケース、経済的要素については「経済高位」のケース(「出生高位、経済高位」)

(2) 出生については「出生低位」のケース、経済的要素については「経済低位」のケース(「出生低位、経済低位」)

のケースを検討しており、この2通りで財政見通しを作成することとし、その影響をみた。

(1)を「出生高位、経済高位」といい、(2)を「出生低位、経済低位」ということにする。

これらの前提を変更した場合、各制度の財政には、保険料収入や給付費の変動などの様々な形で影響が表れることとなるが、財政の均衡を保つための仕組みが、厚生年金・国民年金と共済年金とでは異なっている。

厚生年金・国民年金では、保険料水準固定方式の下でマクロ経済スライドによって給付水準の調整を行うが、共済年金では厚生年金と同一のスライド調整率を同一期間に対して適用した上で、最終保険料率の調整を行うこととなる。

したがって、前提を変更した場合の影響は、厚生年金では最終的な給付水準に、共済年金では給付水準及び最終保険料率に集約されることとなる。

厚生年金は、保険料水準固定方式により、保険料率の変更を行わずに給付水準を調整することによって、財政の均衡を保つこととしている。年金財政の安定性に関して、前提の変更によって給付水準(所得代替率)がどのように変化するかをみる必要がある。

給付水準は、マクロ経済スライドによってスライド調整が行われる期間中は低下し続ける。所得代替率そのものは制度によって異なるが、スライド調整の率・期間とも各制度同一であるので、所得代替率指数(2009年度=100)には、制度による違いは生じない。そこで給付水準の抑制効果をみるために、厚生年金の所得代替率で評価することとする。

なお、厚生年金では、次期財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準の調整の終了について検討すると法律で定められているが、この規定にかかわらず機械的に、マクロ経済スライドによって給付水準の調整を続行したとして所得代替率を計算しているので、前提の変更内容によっては、所得代替率50%を下回る場合が出てきている。

共済年金では、現在厚生年金と同様に毎年度0.354%ずつ保険料率が引き上げられている。出生率等の前提が変更された場合、この毎年度の保険料率の引き上げ幅は変更せずに、最終保険料率の水準と最終保険料率に到達する時期を変更して、2105年度で年度初の積立金が支出の1年分程度残る財政計画を作成することとした。したがって前提の変更による影響は、共済年金の場合最終保険料率で評価することとなる。

2. 被保険者数・受給者数の変化

図表 5-2-1、5-2-2 は、被保険者数と受給者数について、出生率と死亡率のそれぞれを変更した場合の試算を表したものである。それぞれの前提について、各年度の基本ケースの値を 100 としたときの指数を表している。

①被保険者数

出生高位・出生低位における基本ケースとの乖離をみると、私学共済は他制度に比べ、乖離が早くから発生し乖離幅が大きくなっている。私学共済では学齢対象人口を被保険者推計に用いるため出生の変動の影響を受けやすいためであると考えられる。また、死亡高位・死亡低位における基本ケースとの乖離度は各制度とも小さくなっている（図表 5-2-1）。

（図表 5-2-1）前提を変更した場合の被保険者数（基本ケースを 100 とした指数）

年度	厚生年金					国共済+地共済				
	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位
	百万人					千人				
2010	34.5	100.0	100.0	100.0	100.0	3,905	100.0	100.0	100.0	100.0
2020	34.0	100.0	100.0	99.9	100.1	3,500	100.0	100.0	100.0	100.0
2030	32.1	100.2	99.7	99.9	100.1	3,200	101.3	98.5	99.9	100.1
2040	27.6	102.5	97.3	99.8	100.2	2,713	104.1	96.3	99.9	100.1
2050	23.7	106.7	94.2	99.8	100.2	2,336	108.2	93.3	99.8	100.2
2060	20.6	112.2	90.2	99.7	100.3	2,027	113.7	89.3	99.8	100.2
2070	17.5	119.6	85.1	99.7	100.3	1,719	121.7	83.9	99.8	100.2
2080	15.2	127.0	81.4	99.7	100.3	1,494	129.0	80.7	99.8	100.2
2090	13.3	133.4	78.5	99.7	100.3	1,312	135.2	77.8	99.7	100.2
2100	11.7	140.3	75.5	99.7	100.3	1,144	142.4	74.7	99.7	100.2
2105	10.9	143.8	74.2	99.6	100.3	1,073	146.0	73.5	99.7	100.2
年度	私学共済					国民年金第1号				
	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位
	千人					百万人				
2010	471	100.3	99.6	100.0	100.0	49.1	100.0	100.0	100.0	100.0
2020	425	102.9	97.2	100.0	100.0	16.7	100.0	100.0	99.9	100.1
2030	340	112.7	87.3	100.0	100.0	15.4	101.0	98.7	99.9	100.1
2040	290	121.7	84.1	99.9	100.0	12.6	104.4	96.0	99.9	100.1
2050	255	127.1	81.2	99.9	100.1	10.9	108.5	93.2	99.8	100.2
2060	215	135.7	75.7	99.9	100.1	9.5	114.0	89.0	99.8	100.2
2070	184	145.6	72.1	99.9	100.1	8.0	122.7	83.2	99.8	100.2
2080	163	152.3	70.0	99.9	100.1	7.0	129.6	80.6	99.8	100.2
2090	141	160.2	66.9	99.9	100.1	6.2	135.5	77.6	99.8	100.2
2100	123	169.2	64.6	99.8	100.1	5.4	143.0	74.4	99.7	100.2
2105	116	172.8	63.9	99.8	100.1	5.0	146.6	73.3	99.7	100.2

②受給者数

被保険者数が将来的に受給者になるため、受給者数についても被保険者数と同様に、出生高位・出生低位における基本ケースとの乖離が私学共済で他制度に比べ大きくなっている。また、死亡高位・死亡低位における基本ケースとの乖離度は各制度とも被保険者数の場合よりも大きくなっている。これは死亡率の改善がより年齢の高い層に強く出ているためであると考えられる（図表5-2-2）。

（図表5-2-2）前提を変更した場合の受給者数（基本ケースを100とした指数）

年度	厚生年金					国共済+地共済				
	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位
	百万人					千人				
2010	29.0	100.0	100.0	99.9	100.1	3,930	100.0	100.0	100.0	100.0
2020	35.1	100.0	100.0	99.3	100.7	4,665	100.0	100.0	99.7	100.3
2030	35.7	100.0	100.0	98.4	101.6	4,977	100.0	100.0	99.3	100.7
2040	37.4	100.0	100.0	97.4	102.6	5,307	100.0	100.0	98.7	101.2
2050	36.1	100.0	100.0	96.8	103.2	5,144	100.1	99.9	98.0	101.9
2060	34.2	100.0	100.0	96.3	103.7	4,881	100.4	99.6	97.6	102.3
2070	31.2	100.1	99.9	95.8	104.2	4,533	101.5	98.5	97.5	102.4
2080	26.8	102.4	97.3	95.6	104.5	4,015	104.1	96.4	97.3	102.6
2090	22.7	107.5	93.3	95.4	104.7	3,480	108.0	93.5	97.0	102.9
2100	19.3	114.2	88.7	95.4	104.7	3,005	113.4	89.7	97.0	102.9
2105	17.9	117.7	86.4	95.4	104.7	2,783	116.7	87.4	97.0	102.9
年度	私学共済					基礎年金				
	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位
	千人					百万人				
2010	522	100.0	100.0	100.0	100.0	29.7	100.0	100.0	99.5	100.5
2020	708	100.1	99.9	99.8	100.3	36.1	100.0	100.0	98.5	101.4
2030	912	100.5	99.5	99.4	100.6	37.2	100.0	100.0	97.5	102.5
2040	1,161	101.2	98.8	99.0	101.0	39.1	100.0	100.0	96.7	103.3
2050	1,339	102.5	97.8	98.4	101.6	38.4	100.1	99.9	96.1	103.9
2060	1,273	105.6	95.1	97.7	102.3	35.7	100.2	99.8	95.3	104.7
2070	1,066	112.0	90.0	97.0	102.9	31.9	100.5	99.6	94.8	105.3
2080	847	121.2	84.1	96.8	103.3	27.4	103.4	96.5	94.7	105.4
2090	697	130.4	78.9	97.1	102.9	23.4	109.3	92.0	94.6	105.5
2100	605	138.1	75.4	97.3	102.7	20.1	116.2	87.4	94.5	105.6
2105	566	141.8	73.9	97.2	102.7	18.7	119.6	85.3	94.6	105.5

③年金扶養比率

基本ケースに対する各ケースの乖離をみると、厚生年金、国共済+地共済、基礎年金では、死亡高位・死亡低位において2010年度からすでに乖離が見られる一方、出生高位・出生低位では2030年度頃から乖離が発生している。これは、死亡率を変更することで推計当初から受給者数に変化が生じるのに対し、出生率を変更しても被保険者になる年齢に達するまでは被保険者数に変化が生じないためである。私学共済では前述の通り、被保険者数を学齢対象人口により推計していることから、出生率の変化が早く被保険者に反映されるため、出生高位・出生低位、死亡高位・死亡低位いずれの場合も2010年度から乖離が生じている（図表5-2-3）。

（図表5-2-3）前提を変更した場合の年金扶養比率

年度	厚生年金					国共済+地共済				
	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位
2010	2.59	2.59	2.59	2.60	2.59	1.55	1.55	1.55	1.56	1.55
2020	2.20	2.20	2.20	2.23	2.18	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29
2030	2.09	2.09	2.08	2.14	2.05	1.24	1.25	1.22	1.25	1.22
2040	1.63	1.67	1.59	1.68	1.58	1.09	1.14	1.05	1.12	1.07
2050	1.39	1.48	1.31	1.44	1.34	1.06	1.15	0.99	1.10	1.04
2060	1.27	1.43	1.15	1.33	1.22	1.01	1.15	0.90	1.04	0.98
2070	1.18	1.42	1.00	1.24	1.13	0.94	1.13	0.80	0.97	0.91
2080	1.16	1.44	0.98	1.22	1.11	0.95	1.18	0.80	0.99	0.92
2090	1.18	1.45	1.01	1.24	1.12	0.99	1.23	0.83	1.03	0.95
2100	1.19	1.45	1.03	1.26	1.14	0.99	1.23	0.83	1.03	0.96
2105	1.20	1.45	1.04	1.27	1.15	1.00	1.24	0.85	1.03	0.97
年度	私学共済					基礎年金				
	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位
2010	4.59	4.61	4.58	4.60	4.59	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
2020	3.14	3.23	3.05	3.15	3.13	1.8	1.8	1.8	1.9	1.8
2030	2.30	2.59	2.01	2.32	2.28	1.6	1.6	1.6	1.7	1.6
2040	1.84	2.23	1.55	1.87	1.81	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
2050	1.54	1.94	1.27	1.57	1.51	1.1	1.2	1.1	1.2	1.1
2060	1.38	1.80	1.09	1.42	1.35	1.1	1.2	1.0	1.1	1.0
2070	1.42	1.85	1.15	1.47	1.38	1.0	1.2	0.9	1.1	1.0
2080	1.56	1.95	1.32	1.62	1.51	1.0	1.3	0.9	1.1	1.0
2090	1.59	1.96	1.33	1.63	1.54	1.1	1.3	0.9	1.1	1.0
2100	1.58	1.97	1.33	1.63	1.53	1.1	1.3	0.9	1.1	1.0
2105	1.60	1.98	1.38	1.65	1.56	1.1	1.3	0.9	1.1	1.0

3. 給付水準と最終保険料率の変化

1. で述べたとおり、厚生年金では前提を変更した場合給付水準を調整することとなるため、厚生年金の最終保険料率はいずれのケースでも 18.3%で同じ数値となっている。

出生高位では、年金扶養比率が基本ケースよりも大きくなり、マクロ経済スライド調整期間を短くすることができる。結果として、給付水準は基本ケースに比べて各制度とも高くなっている。国共済+地共済は、基本ケースよりも財政が好転するものの、厚生年金の財政にあわせて給付水準調整が行われるため、最終保険料率は 19.9%と若干引き上げることが必要となる。私学共済は、出生高位の影響が他制度より大きく、厚生年金にあわせて給付水準調整を行ってもさらに財政に余裕があり、最終保険料率を 18.3%まで下げることが可能となる。

出生低位では、年金扶養比率が基本ケースに比べて小さくなり、マクロ経済スライド調整期間が長くなるため、各制度とも基本ケースに比べ給付水準が低くなる。私学共済の場合は、出生高位とは逆に、厚生年金にあわせて給付水準を低くしてもなお財政は悪化しており、最終保険料率を 20.7%まで上げることが必要となる。

死亡高位では、年金扶養比率が基本ケースに比べて大きくなり、マクロ経済スライド調整期間が短くなるため、各制度とも基本ケースに比べ給付水準が高くなる。国共済+地共済、私学共済は、年金扶養比率で見ると、厚生年金に比べて死亡率変動の影響が小さく、結果として、厚生年金にあわせて給付水準を行うと財政が悪化することになり、最終保険料率を上げることが必要となる。

死亡低位では、年金扶養比率が基本ケースに比べて小さくなり、マクロ経済スライド調整期間が長くなるため、各制度とも基本ケースに比べ給付水準が低くなる。国共済+地共済、私学共済は死亡高位の場合とは逆に、厚生年金にあわせて給付水準を低くすると財政に余裕ができ最終保険料率を下げる事が可能になる。

経済高位では、基本ケースに比べ、物価に対する賃金上昇率は拡大している。年金財政を考える場合、保険料も年金給付費も基本的には賃金に連動している。しかし、年金受給者の年金額が新規裁定時は賃金に連動する形となっているものの、裁定後は物価スライドとなっているため、物価に対する賃金の上昇幅が大きければ財政は好転する。そのため、賃金に対する実質的な運用利回りが基本ケースに比べ小さく、年金財政に積立金からの運用益を活用しにくい状況となっていることがあるものの、厚生年金の財政は好転し、マクロ経済スライド調整期間が短くなるため、各制度とも基本ケースに比べ給付水準が高くなる。国共済+地共済は、厚生年金にあわせて給付水準調整を行ってもま

だ若干財政に余裕があるため、最終保険料率を19.7%まで下げることが可能となる。一方、私学共済では、厚生年金にあわせて給付水準調整を行うと財政が悪化することになり、最終保険料率を20.0%まで上げることが必要となる。これは、私学共済が厚生年金に比べ積立金への依存度が高いため、前述した「貸金に対する実質的な運用利回りが基本ケースに比べ小さく、年金財政に積立金からの運用益を活用しにくい状況の影響」を受けやすくなっていることもその要因であると考えられる。

また、経済低位では、すべて経済高位の場合と逆の結果となる。

出生高位、経済高位では、出生高位の場合と経済高位の場合の影響があわせて起こるため、より大きく厚生年金の財政が好転し、マクロ経済スライド調整期間がより短くなる。その結果、厚生年金の所得代替率は54.6%と大きくなる。

出生低位、経済低位では、出生低位の場合と経済低位の場合の影響があわせて起こるため、基本ケースに比べ、より大きく厚生年金の財政が悪化し、マクロ経済スライド調整期間がより長くなる。その結果、厚生年金の所得代替率は43.1%と基本ケースの所得代替率50.1%を大きく下回ることになる。

(図表 5-3-1) 前提を変更した場合の給付水準と最終保険料率

		ケース								
		基本	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	経済高位	経済低位	出生高位 経済高位	出生低位 経済低位
マクロ経済スライド 調整開始年度		2012年度	2012年度	2012年度	2012年度	2012年度	2012年度	2011年度	2012年度	2014年度
マクロ経済スライド 調整終了年度	報酬比例部分	2019年度	2015年度	2024年度	2017年度	2022年度	2018年度	2028年度	2014年度	2032年度
	基礎年金部分	2038年度	2033年度	2041年度	2035年度	2041年度	2037年度	2043年度	2032年度	2048年度
最終の給付水準(%) (所得代替率)	厚生年金	50.1	53.9	46.9	52.3	47.9	50.7	47.1	54.6	43.1
	国共済	48.4	51.5	45.3	50.0	46.1	48.7	45.1	52.2	41.9
	地共済	47.0	50.2	44.3	48.8	45.1	47.6	44.3	50.9	41.0
	私学共済	47.9	51.2	45.1	49.8	45.9	48.5	45.2	51.9	41.7
最終保険料率(%)	厚生年金	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3
	国共済	19.8	19.9	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7	19.9
	地共済	19.8	19.9	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7	19.9
	私学共済	19.4	18.3	20.7	19.7	19.1	20.0	18.6	18.9	19.6

4. 主な財政項目の変化

図表 5-4-1、5-4-2 は、保険料収入と給付費について、前提を変更した場合の試算を表したものである。それぞれの前提について、各年度の基本ケースの値を 100 としたときの指数を表している。

①保険料収入

各ケースにおける基本ケースとの乖離をみると、出生高位・出生低位では、被保険者数の乖離にほぼ等しくなっているが、最終保険料率が基本ケースと異なること・被保険者の年齢構成に変化が起こることの 2 点により、被保険者数の乖離とは多少異なる。前者の原因は国共済+地共済、私学共済に起こっており、後者は国民年金以外の制度に起こっていると考えられる。国民年金では両者とも起こらないことから、被保険者数の乖離と等しくなる。

死亡高位では、被保険者数は基本ケースに比べて減少するものの、国共済+地共済・私学共済では最終保険料率が高くなるため、保険料収入は基本ケースに比べて厚生年金・国民年金とは逆に増加している。死亡低位では、死亡高位と逆の動きを示している。

経済高位・経済低位では、被保険者数の変化はないものの、賃金上昇率が基本ケースと異なるため、乖離が発生している。また、私学共済では、最終保険料率の変化が大きく、他制度に比べ乖離度が大きい(図表 5-4-1)。

(図表 5-4-1) 前提を変更した場合の保険料収入 (基本ケースを 100 とした指数)

年	厚生年金										国共済+地共済										
	基本ケース	出生高位		出生低位		死亡高位		死亡低位		私学共済	経済高位	経済低位	基本ケース	出生高位		出生低位		死亡高位		死亡低位	
		指数	出生率	死亡率	出生率	死亡率	出生率	死亡率	出生率					死亡率	出生率	死亡率	出生率	死亡率	出生率	死亡率	出生率
2010	21.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.5	98.6	100.5	98.6	4.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.5	100.0	98.5	100.0	98.5	
2020	36.9	100.0	100.0	99.9	100.1	101.5	99.1	101.5	99.1	6.0	100.0	100.0	100.0	100.0	101.7	99.1	101.7	99.1	101.7	99.1	
2030	41.5	100.1	99.9	99.8	100.1	108.6	86.9	108.7	86.8	7.1	101.1	99.0	101.4	99.1	108.3	87.3	109.3	86.5	109.3	86.5	
2040	49.1	101.8	98.0	99.8	100.2	113.0	83.6	115.0	82.0	8.3	103.7	97.1	101.4	99.1	112.7	83.9	116.2	81.5	116.2	81.5	
2050	51.1	106.6	91.9	99.8	100.2	117.4	80.4	121.0	76.3	9.1	107.5	91.2	101.4	99.1	117.2	80.7	125.3	76.0	125.3	76.0	
2060	59.8	111.4	90.6	99.7	100.3	122.1	77.3	130.1	70.0	9.9	112.9	90.2	101.3	99.2	121.8	77.6	130.9	70.0	130.9	70.0	
2070	65.2	119.1	85.4	99.7	100.3	127.0	74.4	151.2	63.5	10.8	120.2	85.1	101.3	99.2	126.7	71.6	151.5	63.7	151.5	63.7	
2080	72.4	126.2	81.9	99.7	100.3	132.0	71.5	166.5	58.5	12.1	127.1	81.6	101.3	99.2	131.7	71.7	166.9	58.6	166.9	58.6	
2090	81.2	132.6	78.8	99.7	100.3	137.2	68.8	182.0	54.2	13.4	131.7	78.1	101.3	99.2	136.9	69.0	183.5	53.9	183.5	53.9	
2100	90.7	139.7	75.6	99.6	100.3	142.7	66.1	199.3	50.0	14.9	141.7	75.3	101.2	99.2	142.4	66.3	200.8	49.9	200.8	49.9	
2105	96.2	143.2	74.1	99.6	100.3	145.5	61.8	208.4	48.2	15.9	141.8	74.3	101.2	99.2	145.2	66.0	209.2	48.3	209.2	48.3	
年	私学共済										国民年金										
	基本ケース	出生高位		出生低位		死亡高位		死亡低位		私学共済	経済高位	経済低位	基本ケース	出生高位		出生低位		死亡高位		死亡低位	
		指数	出生率	死亡率	出生率	死亡率	出生率	死亡率	出生率					死亡率	出生率	死亡率	出生率	死亡率	出生率	死亡率	出生率
2010	0.3	100.2	99.8	100.0	100.0	100.8	98.0	101.0	97.8	2.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
2020	0.6	102.0	98.0	100.0	100.0	101.7	90.3	106.7	88.5	2.9	100.0	100.0	99.9	100.1	103.2	91.9	103.2	91.9	103.2	91.9	
2030	0.7	103.2	91.5	101.2	98.5	110.2	83.3	116.0	79.2	3.1	101.0	98.8	99.9	100.1	107.3	88.1	108.3	87.3	108.3	87.3	
2040	0.8	111.6	91.5	101.5	98.5	116.7	80.1	130.1	72.4	3.6	101.1	96.9	99.9	100.1	111.5	85.0	116.4	81.5	116.4	81.5	
2050	0.9	118.1	87.2	101.5	98.5	121.4	77.1	143.8	66.4	4.0	108.6	93.2	99.8	100.1	115.9	81.7	125.9	76.1	125.9	76.1	
2060	0.9	126.3	81.8	101.4	98.5	126.2	74.1	159.5	59.9	4.4	114.1	89.0	99.8	100.2	120.5	78.6	137.5	69.9	137.5	69.9	
2070	1.0	131.1	78.4	101.4	98.6	131.2	71.3	176.5	55.3	4.8	122.7	83.2	99.8	100.2	125.3	75.6	153.8	62.9	153.8	62.9	
2080	1.2	141.3	75.5	101.1	98.6	136.1	68.6	192.9	51.2	5.1	129.6	80.5	99.8	100.2	130.3	72.7	168.9	58.5	168.9	58.5	
2090	1.3	149.3	71.9	101.4	98.6	141.8	66.0	211.9	46.9	6.1	135.5	77.6	99.8	100.2	135.5	69.9	183.7	54.2	183.7	54.2	
2100	1.4	157.1	69.5	101.4	98.7	147.5	63.5	232.4	43.6	6.7	143.0	74.4	99.7	100.2	140.9	67.2	201.5	50.0	201.5	50.0	
2105	1.5	160.7	68.8	101.4	98.7	150.4	62.2	241.9	42.3	7.2	146.6	73.3	99.7	100.2	143.6	65.9	210.6	48.3	210.6	48.3	

②給付費

各ケースにおける基本ケースとの乖離をみると、出生高位・死亡高位では、基本ケースに比べマクロ経済スライド調整期間が短くなるため、受給者数の乖離度よりも給付費の乖離度が大きくなっている。逆に出生低位・死亡低位では、基本ケースに比べマクロ経済スライド調整期間が長くなるため、受給者数の乖離度よりも給付費の乖離度が小さくなっている。

経済高位では、基本ケースに比べ賃金上昇率が大きく、また、マクロ経済スライド調整期間も短くなるため、給付費が大きくなっている。逆に経済低位では、基本ケースに比べ賃金上昇率が小さく、また、マクロ経済スライド調整期間も長くなるため、給付費が小さくなっている（図表 5-4-2）。

（図表 5-4-2）前提を変更した場合の給付費（基本ケースを 100 とした指数）

年別	厚生年金										国民年金・国民健康保険											
	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	経済高位	経済低位	出生高位	出生低位	経済高位	経済低位	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	経済高位	経済低位	出生高位	出生低位	経済高位	経済低位
2010	24.3	100.0	100.0	99.9	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	6.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2020	27.8	103.8	99.3	101.2	100.2	103.3	95.3	107.4	95.3	6.7	101.0	99.1	101.7	99.6	103.2	95.7	107.6	95.7	107.6	95.7	107.6	95.7
2030	31.7	104.1	96.7	100.5	99.4	106.7	88.2	111.4	86.2	7.2	104.3	96.4	101.4	98.5	105.3	88.7	110.1	86.5	110.1	86.5	110.1	86.5
2040	41.6	103.1	96.0	100.4	99.6	111.9	83.3	118.0	79.9	8.4	101.9	96.0	101.2	98.7	110.6	84.5	116.3	81.0	116.3	81.0	116.3	81.0
2050	50.9	105.1	95.8	99.7	100.4	116.3	79.6	122.5	75.6	9.7	101.9	96.0	100.5	99.3	114.9	80.9	120.8	77.0	120.8	77.0	120.8	77.0
2060	59.9	105.1	95.8	99.1	100.7	121.1	76.5	127.6	72.5	11.6	105.2	95.7	100.2	99.6	119.6	77.6	126.1	73.5	126.1	73.5	126.1	73.5
2070	69.3	105.1	95.8	98.6	101.1	126.0	73.4	132.7	69.5	13.7	106.7	94.4	100.2	99.6	124.4	74.5	133.0	69.6	133.0	69.6	133.0	69.6
2080	76.2	108.0	92.7	98.4	101.4	130.9	70.7	141.8	64.8	15.4	109.7	92.2	99.9	99.8	129.4	71.6	142.2	65.3	142.2	65.3	142.2	65.3
2090	83.2	113.9	88.8	98.3	101.4	136.2	67.9	155.5	59.5	17.0	114.0	89.3	99.7	100.0	134.4	68.8	153.7	60.8	153.7	60.8	153.7	60.8
2100	92.0	120.7	84.7	98.3	101.5	141.6	65.3	171.2	54.6	18.8	119.8	85.5	99.7	100.0	139.6	66.2	167.8	56.0	167.8	56.0	167.8	56.0
2105	96.6	124.2	82.6	98.3	101.5	144.4	64.0	179.6	52.2	19.7	123.6	83.2	99.8	100.0	142.4	65.0	176.5	53.5	176.5	53.5	176.5	53.5
年度	厚生年金										基礎年金											
	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	経済高位	経済低位	出生高位	出生低位	経済高位	経済低位	基本ケース	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	経済高位	経済低位	出生高位	出生低位	経済高位	経済低位
2010	0.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	19.8	100.0	100.0	99.7	100.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2020	0.1	104.5	99.2	101.9	99.6	103.6	95.0	108.6	94.9	26.2	100.0	100.0	98.7	101.3	101.8	95.6	101.8	95.6	101.8	95.6	101.8	95.6
2030	0.5	104.8	96.0	101.8	98.2	108.3	86.3	113.9	84.1	29.8	100.1	99.9	97.8	102.2	104.9	93.7	105.0	93.6	105.0	93.6	105.0	93.6
2040	0.8	105.6	95.4	101.6	98.1	113.2	82.0	119.9	77.6	37.0	108.0	95.2	101.7	99.1	110.4	87.4	119.7	86.4	119.7	86.4	119.7	86.4
2050	1.4	107.1	94.1	101.2	98.7	118.4	78.4	126.8	72.8	46.4	108.9	93.0	101.5	98.2	115.2	79.2	125.6	72.8	125.6	72.8	125.6	72.8
2060	1.4	110.6	91.4	100.5	99.4	123.4	75.4	136.5	67.6	54.8	110.0	91.9	101.2	98.4	120.3	75.0	132.4	67.7	132.4	67.7	132.4	67.7
2070	1.5	117.7	86.4	99.9	100.0	128.3	71.7	151.2	61.0	63.1	110.8	91.0	101.0	98.4	125.2	71.3	138.4	63.3	138.4	63.3	138.4	63.3
2080	1.6	126.7	81.4	99.7	100.4	133.5	68.9	169.2	55.4	69.5	114.4	87.6	101.0	98.3	130.1	68.5	148.6	58.2	148.6	58.2	148.6	58.2
2090	1.7	135.1	77.0	100.0	99.8	138.7	66.3	187.5	50.4	76.0	121.2	83.4	100.8	98.5	135.4	65.8	163.8	53.2	163.8	53.2	163.8	53.2
2100	1.9	143.7	73.0	100.4	99.6	144.3	63.8	207.3	46.0	83.9	128.8	79.5	100.8	98.5	140.7	63.3	180.9	48.7	180.9	48.7	180.9	48.7
2105	1.9	148.4	71.4	100.1	99.6	147.2	62.6	218.3	43.9	88.3	132.5	77.6	100.8	98.4	143.5	62.0	189.7	46.6	189.7	46.6	189.7	46.6

注：給付費はケースを区別するため、厚生年金は「A」とし、基礎年金・国民年金を含む給付費を「B」とし、

また、前提を変更した場合の給付費の現価を、基本ケースを 100 とした指数で表したものが図表 5-4-3 である。ただし、制度間で比較できるように、以下のような給付費を用いた。

- ・ 老齢・退職年金（老齢・退年相当＋通老・通退相当）の給付費である。

- ・ 共済年金の給付費は職域部分を除いた厚生年金相当部分の給付費であり、国共済＋地共済については、追加費用分を除いている。
- ・ 厚生年金の給付費は基礎年金交付金控除前の給付費であり、基礎年金交付金分は過去期間の給付費に含まれている。

出生率を変更した場合、給付費現価は、各制度とも出生高位では基本ケースよりも大きくなり、出生低位では小さくなる。過去期間分については、出生率の変化が人数面に及ぼす影響がないものの、マクロ経済スライドの調整期間の変化があるために増減が発生している。

死亡率を変更した場合、受給者数が増減するものの、マクロ経済スライドの期間が変化するために、特に過去期間分において、基本ケースに対する乖離が小さくなっている。

過去期間分の給付費現価をみると、基本ケースを100とした指数で、厚生年金では95.0～104.2、国共済＋地共済では94.9～104.1、私学共済では93.5～105.8の範囲に収まっている。一方で、将来期間分をみると、厚生年金では82.0～118.8、国共済＋地共済では80.8～120.7、私学共済では75.2～131.6と大きく変化している。過去期間分に係る給付は2010年度以降早い時期に多く発生しているため、マクロ経済スライドの効果が将来期間分に比べて小さいこともあり、前提を変更しても過去期間分に係る給付費の規模は、将来期間分にかかる給付費の規模に比べ、変化が小さいことがわかる(図表5-4-3)。

(図表5-4-3) 前提を変更した場合の過去期間分・将来期間分別給付費現価
(基本ケースを100とした指数)

		基本	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	経済高位	経済低位	出生高位 経済高位	出生低位 経済低位
厚生 年金	合計	100.0	104.9	96.3	99.3	100.7	105.5	91.8	111.3	88.7
	過去	100.0	103.0	98.1	100.1	100.0	100.7	96.2	104.2	95.0
	将来	100.0	107.0	94.4	98.1	101.4	110.5	87.2	118.8	82.0
国共済 ＋ 地共済	合計	100.0	105.1	96.3	100.3	99.6	104.4	92.7	110.4	89.6
	過去	100.0	103.3	97.8	100.2	99.8	100.3	96.3	104.1	94.9
	将来	100.0	108.0	93.7	100.4	99.3	111.2	86.8	120.7	80.8
私学 共済	合計	100.0	110.6	92.4	100.5	99.5	107.5	89.9	120.1	83.3
	過去	100.0	103.4	97.8	100.4	99.7	101.8	95.0	105.8	93.5
	将来	100.0	116.5	88.0	100.6	99.3	112.1	85.8	131.6	75.2

第6章 公的年金制度の公平性の分析

1. 検証方法

公的年金制度間の公平性に関しては、前回の平成16年財政再計算に基づく財政検証の際と同様に、「基本的には、制度間で、過去の運営状況等を考慮した上で、同じ年金給付に対する保険料水準に差がないこと」という観点から検証する。

平成21年財政検証・財政再計算における保険料率は、2010年度（9月）に厚生年金が16.058%、国共済+地共済が15.508%、私学共済が12.584%であるものが、各制度とも毎年0.354%ずつ引き上げられ、最終的には、厚生年金が18.3%、国共済+地共済が19.8%、私学共済が19.4%となる見込みである。最終保険料率は、厚生年金に比べ、国共済+地共済が1.5%、私学共済が1.1%高い水準となっているが、共済年金の給付には職域部分があるため、このままの料率で単純に比較しても公平性を検証することはできない。

そこで、同じ年金給付に対する保険料水準をみるために、各制度の給付を基礎年金拠出金分（1階部分）、厚生年金報酬比例相当部分（2階部分）、共済年金職域部分（3階部分）の3つに分け^注、被用者年金制度の共通の給付である1階部分及び2階部分について、保険料水準を検証することとする。

注：新法（昭和61年4月以降）の共済年金では、報酬比例部分について、厚生年金相当部分に職域部分の年金が加算（※）されることになっており、当該職域加算部分が3階部分である。一方、旧法の共済年金については、算定方式が厚生年金と異なっており、全体として算定される年金額の中に職域部分に相当すると考えられる分も含まれていた。このため、旧法分に係る職域部分のとりえ方は難しく、ここでは、各制度から提出された職域部分の推計値（一定の前提のもとで粗く推計したもの）に基づき検証する。

なお、検証に用いる2階・3階部分は、あくまで給付の高さを厚生年金相当部分にそろえて振り分けたものであり、例えば女子の支給開始年齢の引上げが厚生年金のみ遅いこと等の制度上の違いまで調整したものではない。制度間でこうした若干の制度上の差があることに留意しつつ、以下では、給付はほぼ同じとみなして検証する。

※ 新法共済年金の職域部分の給付乗率は、組合員期間と生年月日に応じて、次のように定められている。

- ・組合員期間が20年以上の者については、厚生年金報酬比例相当部分の5～20%
- ・組合員期間が1年以上20年未満の者については、厚生年金報酬比例相当部分の2.5～10%

2. 保険料率の振り分け

各制度の平成 21 年財政検証・財政再計算における保険料率は、保険料収入のほか、積立金から得られる財源や国庫・公経済負担等も合わせた収入で、財政均衡期間（2105 年度まで）の将来にわたるすべての支出が賄えるよう、一体として設定されているものであり、1 階・2 階・3 階部分のそれぞれに必要な料率を個別に算定し積み上げたものではない。

したがって、本来的には保険料率を分けることはできないが、制度間の公平性を検証するため、一定の前提を置いた上で、保険料率を 1 階・2 階・3 階部分に振り分けることを考える。保険料率の振り分けについては、その前提とする考え方により幾つかの方法が考えられるが、ここでは、前回の財政検証時と同様、以下の方法で機械的に振り分けることとする。

- ・ 1 階部分（基礎年金拠出金分）は賦課方式で賄うものとして、基礎年金拠出金相当保険料率分を 1 階部分の保険料率として先取りする。
- ・ 2 階部分及び 3 階部分の保険料率は、保険料率から基礎年金拠出金相当保険料率を控除した残りの料率を、当該年度の 2 階部分と 3 階部分の給付費（追加費用分を除く）で按分することにより、機械的に算出する。

ここでは、全制度共通の 1 階部分である基礎年金は賦課方式で運営されていることから、各制度が毎年度拠出する基礎年金拠出金（1 階部分）に要する費用は、その年度の保険料から支出するものと仮定している。また、2 階部分と 3 階部分は、残りの保険料を当該年度の給付費に応じて分け合うこととしており、結果的に、積立金から得られる財源は 2 階部分と 3 階部分の給付費に応じて活用されることになる。

上記の方法を用いて、平成 21 年財政検証・財政再計算における各制度の保険料率を、1 階部分の保険料率、2 階部分の保険料率、3 階部分の保険料率に振り分けた結果は、図表 6-2-1 のとおりである。

(図表 6-2-1) 保険料率の振り分け (機械的な粗い試算)

年度	厚生年金					国共済+地共済				
	保険料率	職域部分 を除く 保険料率	1階部分の 保険料率	2階部分の 保険料率	3階部分の 保険料率	保険料率	職域部分 を除く 保険料率	1階部分の 保険料率	2階部分の 保険料率	3階部分の 保険料率
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2010	16.058	16.058	4.336	11.431	—	15.508	14.102	3.091	11.012	1.406
2015	17.828	17.828	4.533	13.002	—	17.278	15.643	3.220	12.423	1.635
2020	18.3	18.3	4.493	13.773	—	19.048	17.107	3.215	13.892	1.941
2025	18.3	18.3	4.313	13.956	—	19.8	17.606	3.117	14.489	2.194
2030	18.3	18.3	4.226	14.076	—	19.8	17.432	3.085	14.347	2.368
2035	18.3	18.3	4.365	13.977	—	19.8	17.319	3.220	14.099	2.481
2040	18.3	18.3	4.757	13.645	—	19.8	17.275	3.460	13.814	2.526
2045	18.3	18.3	5.133	13.229	—	19.8	17.269	3.696	13.573	2.531
2050	18.3	18.3	5.398	12.952	—	19.8	17.286	3.897	13.389	2.514
2055	18.3	18.3	5.591	12.741	—	19.8	17.315	4.064	13.252	2.485
2060	18.3	18.3	5.755	12.582	—	19.8	17.348	4.234	13.114	2.452
2065	18.3	18.3	5.947	12.392	—	19.8	17.376	4.389	12.986	2.424
2070	18.3	18.3	6.091	12.229	—	19.8	17.389	4.457	12.932	2.411
2075	18.3	18.3	6.112	12.182	—	19.8	17.386	4.422	12.963	2.414
2080	18.3	18.3	6.046	12.238	—	19.8	17.377	4.348	13.028	2.423
2085	18.3	18.3	5.959	12.324	—	19.8	17.374	4.306	13.068	2.426
2090	18.3	18.3	5.891	12.398	—	19.8	17.377	4.295	13.082	2.423
2095	18.3	18.3	5.854	12.440	—	19.8	17.378	4.293	13.085	2.422
2100	18.3	18.3	5.827	12.466	—	19.8	17.373	4.264	13.109	2.427
2105	18.3	18.3	5.781	12.507	—	19.8	17.361	4.197	13.164	2.439
年度	私学共済									
	保険料率	職域部分 を除く 保険料率	1階部分の 保険料率	2階部分の 保険料率	3階部分の 保険料率					
	%	%	%	%	%					
2010	12.584	11.771	3.126	8.645	0.813					
2015	14.354	13.203	3.213	9.989	1.151					
2020	16.124	14.604	3.144	11.460	1.520					
2025	17.894	15.973	2.967	13.006	1.921					
2030	19.4	17.126	2.886	14.211	2.274					
2035	19.4	17.045	2.983	14.061	2.355					
2040	19.4	17.038	3.221	13.818	2.362					
2045	19.4	17.072	3.484	13.587	2.328					
2050	19.4	17.120	3.727	13.393	2.280					
2055	19.4	17.162	3.908	13.254	2.238					
2060	19.4	17.198	4.057	13.141	2.202					
2065	19.4	17.234	4.188	13.046	2.166					
2070	19.4	17.260	4.242	13.018	2.140					
2075	19.4	17.270	4.214	13.056	2.130					
2080	19.4	17.269	4.154	13.114	2.131					
2085	19.4	17.262	4.108	13.155	2.138					
2090	19.4	17.259	4.087	13.172	2.141					
2095	19.4	17.259	4.080	13.179	2.141					
2100	19.4	17.260	4.059	13.201	2.140					
2105	19.4	17.258	4.010	13.248	2.142					

注: 1階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。

3. 被用者年金制度間の公平性

① 2階部分の給付に係る保険料水準

まず、被用者年金の中心的な部分である2階部分の給付について、その保険料水準をみる。2階部分は「報酬比例」の考え方で設計されていることから、2階部分の給付に関する保険料水準は料率で評価することとし、2階部分の保険料率をみていく。

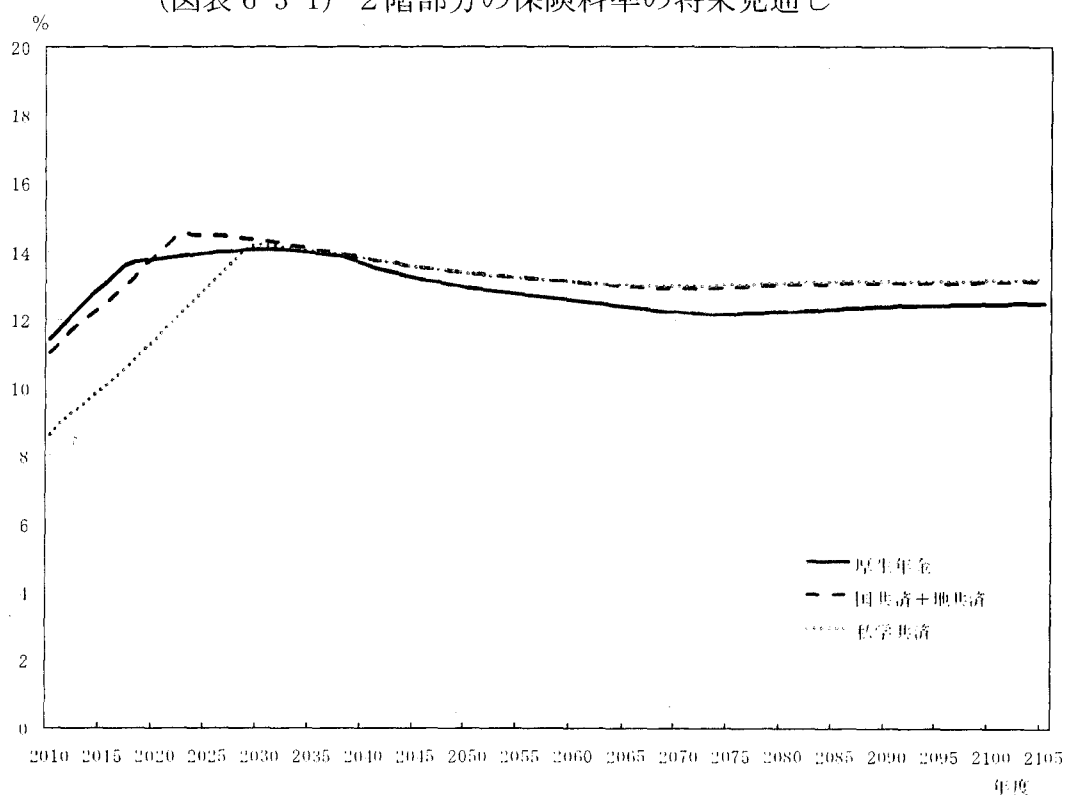
2階部分の保険料率を制度間で比較すると（図表 6-3-1、6-3-2）、2010年度には、厚生年金 11.431%、国共済+地共済 11.012%、私学共済 8.645%と私学共済が低くなっており、2020年代頃まで私学共済が低い状態で推移する。

この短期的な料率の違いは、2階部分の保険料率を全体の保険料率から振り分けて算出しているため、まだ引上げ途上にある保険料率の差が反映されたものである。全体の保険料率の違いは、制度により現時点での成熟の程度が異なることや、これまで制度が分立している中で、各制度が当該制度における財政収支の均衡を図るよう独自に財政計画を立てて運営してきた経緯などから、結果として生じてきているものである。

全制度が最終保険料率に到達する2030年度には、2階部分の保険料率は各制度ともほぼ同じ水準となるが、2040年度頃から厚生年金と共済年金の間で少しずつ差が生じはじめ、2080年度頃には厚生年金に比べ国共済+地共済が0.8ポイント程度、私学共済が0.9ポイント程度高い水準となる。

その後、この差は若干小さくなり、推計最終年度の2105年度には、厚生年金が12.507%、国共済+地共済が13.164%、私学共済が13.248%と、厚生年金に比べ共済年金が0.7ポイント程度高い水準となっている。

(図表 6-3-1) 2階部分の保険料率の将来見通し



(図表 6-3-2) 2階部分の保険料率の将来見通し

年度	厚生年金	国共済+地共済	私学共済
	%	%	%
2010	11.431	11.012	8.645
2015	13.002	12.423	9.989
2020	13.773	13.892	11.460
2025	13.956	14.489	13.006
2030	14.076	14.317	14.241
2035	13.977	14.099	14.061
2040	13.645	13.814	13.818
2045	13.229	13.573	13.587
2050	12.952	13.389	13.393
2055	12.741	13.252	13.254
2060	12.582	13.114	13.111
2065	12.392	12.986	13.046
2070	12.229	12.932	13.018
2075	12.182	12.963	13.056
2080	12.238	13.028	13.111
2085	12.324	13.068	13.155
2090	12.398	13.082	13.172
2095	12.440	13.085	13.179
2100	12.466	13.109	13.201
2105	12.507	13.164	13.248

注：1階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。

② 1階部分の給付に係る保険料水準

1階部分の保険料率は、基礎年金拠出金に相当する保険料率（基礎年金拠出金のうち国庫・公経済負担分を除いた額を標準報酬総額で料率に換算したもの）そのものである。

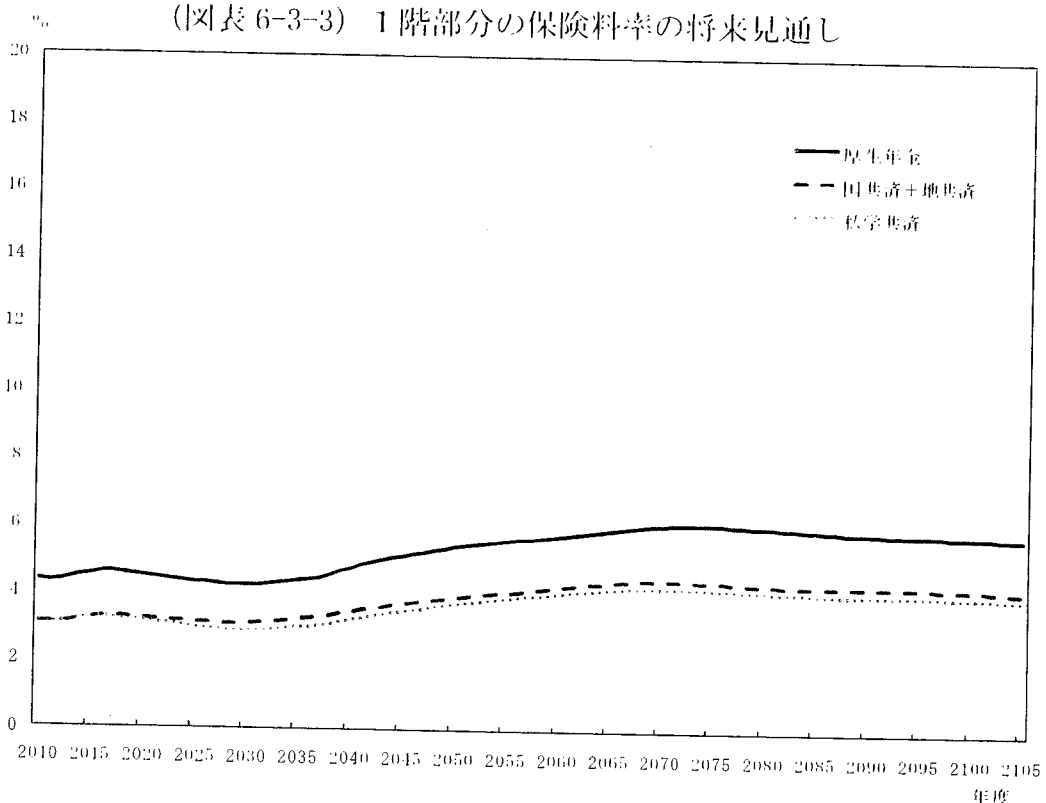
1階部分の保険料率は、2010年度で厚生年金が4.336%、国共済+地共済が3.091%、私学共済が3.126%と、厚生年金に比べ共済年金が低くなっている（図表6-3-3、6-3-4）。しばらくの間は、基礎年金にかかるマクロ経済スライドの効果で上昇に歯止めがかかっているが、スライド調整が終了する2038年度頃から次第に上昇していく。

2070年度頃以降は各制度とも安定的に推移し、2105年度には厚生年金が5.781%、国共済+地共済が4.197%、私学共済が4.010%になるものと見込まれており、厚生年金に比べ、国共済+地共済が約1.6ポイント、私学共済が約1.8ポイント低くなっている。

共済年金が厚生年金に比べ低い水準となっているのは、「定額給付・定額拠出」という考え方の中で各制度が頭割りで拠出する仕組みの基礎年金の定額の拠出分を、「報酬比例」という異なる考え方の尺度である料率に換算しているためであり、相対的に高い報酬を分母に料率換算した結果、共済年金の率が低くなっているものである。

基礎年金拠出金は、各制度の拠出金算定対象者数に全制度共通の基礎年金拠出金単価を乗じて算定されるもので、「定額給付・定額拠出」という基礎年金制度の制度設計の考え方の中で、各制度が公平に費用を拠出する仕組みになっている。したがって、基礎年金制度の視点から評価すれば、1階部分の各制度の公平性は確保されているといえる。

（図表6-3-3） 1階部分の保険料率の将来見通し



(図表 6-3-4) 1階部分の保険料率の将来見通し

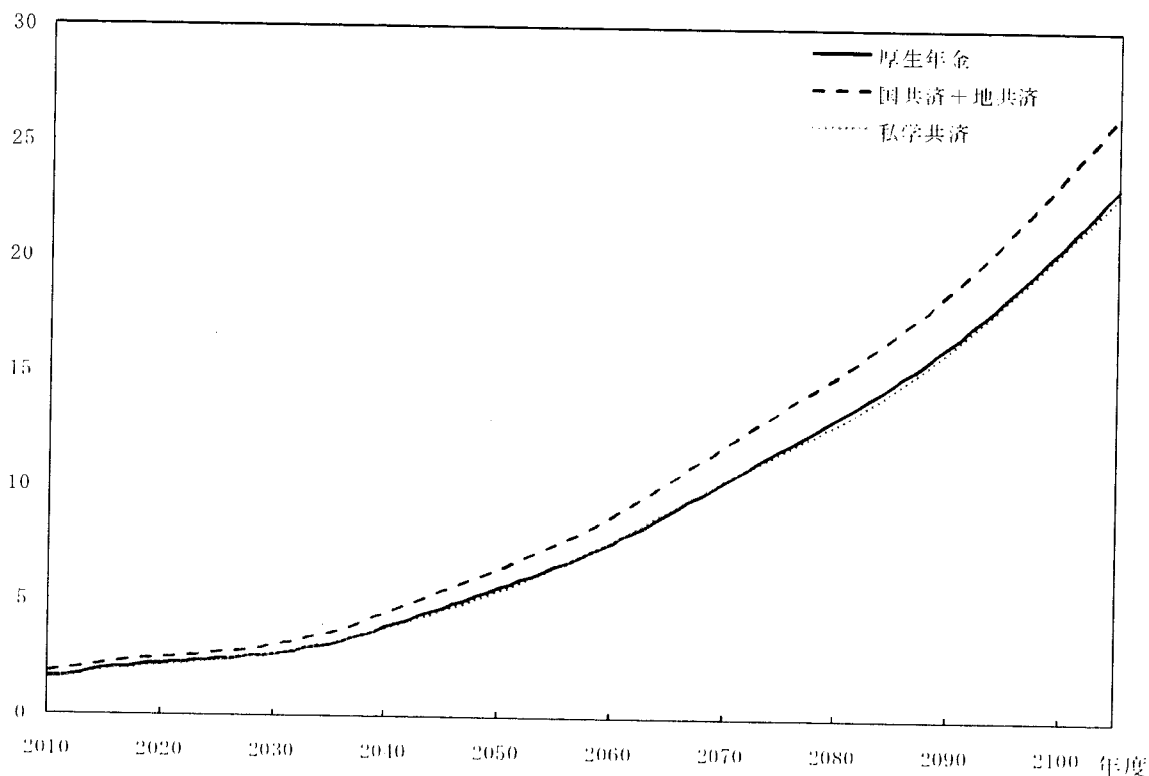
年度	厚生年金	国共済+地共済	私学共済
	%	%	%
2010	4.336	3.091	3.126
2015	4.533	3.220	3.213
2020	4.493	3.215	3.144
2025	4.313	3.117	2.967
2030	4.226	3.085	2.886
2035	4.365	3.220	2.983
2040	4.757	3.460	3.221
2045	5.133	3.696	3.484
2050	5.398	3.897	3.727
2055	5.591	4.064	3.908
2060	5.755	4.234	4.057
2065	5.947	4.389	4.188
2070	6.091	4.457	4.242
2075	6.112	4.422	4.214
2080	6.046	4.348	4.154
2085	5.959	4.306	4.108
2090	5.891	4.295	4.087
2095	5.854	4.293	4.080
2100	5.827	4.261	4.059
2105	5.781	4.197	4.010

注：1階部分の賦課方式を賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を2階部分と3階部分の給付費を按分することにより、機械的に算出している。

なお、基礎年金拠出金は算定対象者1人当たりの額（単価）を元としているため、被保険者1人当たりでみた場合の額には差が生じてくる。

被保険者1人当たりの基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）の将来見通しをみると（図表6-3-5）、厚生年金に比べ国共済+地共済が多く、私学共済はほぼ同程度となっている。この差は、純粋に、各制度における被保険者1人当たりの基礎年金拠出金算定対象者数の差に起因するものであり、第3号被保険者に係る拠出分をその配偶者が属する制度の被保険者全体で拠出していることから生じた違いである。

(図表 6-3-5) 被保険者 1 人当たりの基礎年金拠出金 (国庫・公経済負担分除く) の
将来見通し
(万円)

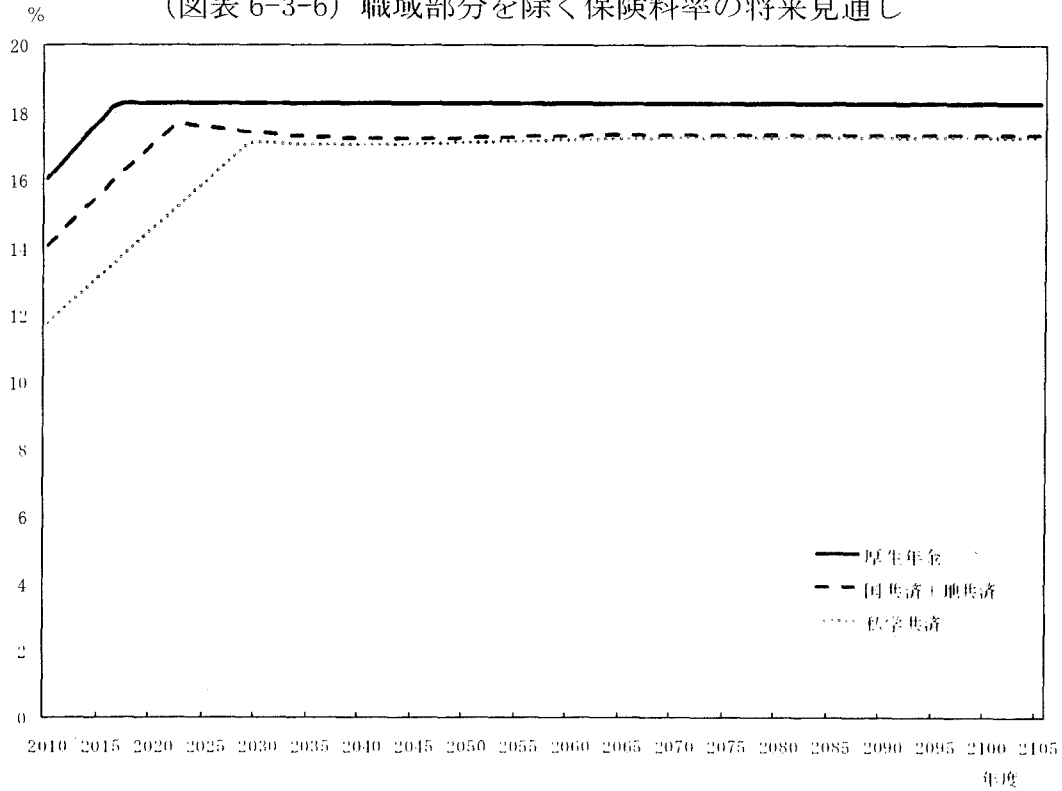


③職域部分を除く給付に係る保険料水準

被用者年金制度間の公平性は、1階部分と2階部分の給付がほぼ同じであることから、職域部分を除く給付に係る保険料率（以下、職域部分を除く保険料率という。）で評価する。

職域部分を除く保険料率は、1階部分と2階部分の保険料率を合算したものであり、厚生年金においては保険料率そのものである。職域部分を除く保険料率は、2010年度には、厚生年金が16.058%、国共済+地共済が14.102%、私学共済が11.771%となっており、制度間で差が生じている。この差には、まだ引上げ途上にある保険料率を振り分けることで料率を算出していることが大きく影響しており、全制度が最終保険料率に到達する2030年度以降でみると、厚生年金に比べ共済年金が1ポイント前後低い水準で推移している。最終的に2105年度では、厚生年金の18.3%に対し、国共済+地共済が17.361%、私学共済が17.258%となっており、厚生年金に比べ国共済+地共済は0.9ポイント程度、私学共済は1.0ポイント程度低く、共済年金間ではほぼ同じ水準となっている。

(図表 6-3-6) 職域部分を除く保険料率の将来見通し



(図表 6-3-7) 職域部分を除く保険料率の将来見通し

年度	厚生年金 (%)	国共済+地共済 (%)	私立共済 (%)
2010	16.058	14.102	11.771
2015	17.828	15.643	13.203
2020	18.300	17.107	14.604
2025	18.300	17.606	15.973
2030	18.300	17.432	17.126
2035	18.300	17.319	17.045
2040	18.300	17.275	17.038
2045	18.300	17.269	17.072
2050	18.300	17.286	17.120
2055	18.300	17.315	17.162
2060	18.300	17.348	17.198
2065	18.300	17.376	17.234
2070	18.300	17.389	17.260
2075	18.300	17.386	17.270
2080	18.300	17.377	17.269
2085	18.300	17.374	17.262
2090	18.300	17.377	17.259
2095	18.300	17.378	17.259
2100	18.300	17.373	17.260
2105	18.300	17.361	17.258

注：1階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している

④年金制度間の公平性

このように、職域部分を除く保険料率は、被用者年金制度間で差がみられる。長期的には、職域部分を除く保険料率の差は、共済年金間ではほとんどなくなるが、厚生年金と共済年金の間では残る見通しとなっている。共済年金の職域部分を除く保険料率が厚生年金より低くなる要因は、基礎年金拠出金を各制度が頭割りで拠出する一方で、この定額の拠出額を各制度により異なる標準報酬総額で保険料率に換算するために生じた1階部分の保険料率の差である。一方、2階部分の保険料率については、逆に共済年金の方が若干高くなっており、結果として職域部分を除く保険料率の差は、1階部分で生じた両者の差より小さくなっている。

以上のような制度間の職域部分を除く保険料率の差は、被用者年金制度の財政単位の一元化を図るなどの方法を採らない限り、完全になくすことは困難である。

⑤前回の平成16年財政再計算との比較

図表6-3-8は、職域部分を除く保険料率等について、前回の平成16年財政再計算における料率と比較したものである。

1階部分の保険料率は、2010年度では各制度とも前回到比上昇しているが、2050年度では基礎年金にかかるマクロ経済スライドの調整期間が長くなったことなどが影響して前回よりも低い率になっている。その後、被保険者数の減少率が前回より大きいことなどが影響し、2100年度には前回とほぼ同程度の料率となり、厚生年金に比べ共済年金が低い状況は変わっていない。

2階部分の保険料率は、前回は、長期的には被用者年金間でほとんど差が見られなかったが、今回は厚生年金に比べ共済年金で高くなっており、2100年度で0.6～0.7ポイントほどの差が生じている。

職域部分を除く保険料率は、厚生年金が18.3%で変わらないのに対して、国共済+地共済、私学共済は前回到比上昇しており、厚生年金と共済年金の差は小さくなっている。これは、前回と同程度であった1階部分の保険料率の差を、今回生じた2階部分の保険料率の差が打ち消す方向で作用した結果であり、被用者年金制度間の公平性の観点からみれば、前回到比若干改善していると考えられる。

(図表 6-3-8) 保険料率の平成 16 年財政再計算との比較

	保険料率		職域部分を除く 保険料率		1 階部分の保険料率		2 階部分の保険料率	
	16年 再計算	21年 財政検証	16年 再計算	21年 財政検証	16年 再計算	21年 財政検証	16年 再計算	21年 財政検証
《 2010年度 》	%	%	%	%	%	%	%	%
厚生年金	16.058	16.058	16.058	16.058	4.035	4.336	12.023	11.431
国共済+地共済	15.508	15.508	14.101	14.102	2.729	3.091	11.371	11.012
私学共済	12.584	12.584	11.262	11.771	2.853	3.126	8.409	8.645
《 2050年度 》								
厚生年金	18.3	18.3	18.3	18.3	6.090	5.398	12.210	12.952
国共済+地共済	18.8	19.8	16.493	17.286	4.163	3.897	12.330	13.389
私学共済	18.5	19.4	16.518	17.120	4.274	3.727	12.244	13.393
《 2100年度 》								
厚生年金	18.3	18.3	18.3	18.3	5.749	5.827	12.551	12.466
国共済+地共済	18.8	19.8	16.467	17.373	4.011	4.264	12.456	13.109
私学共済	18.5	19.4	16.545	17.260	4.124	4.059	12.421	13.201

注: 1 階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を 2 階部分と 3 階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。

第7章 公的年金給付費等の規模

前章までは、公的年金の各制度ごとに分析を行ってきた。本章では、公的年金制度全体で給付費等の規模をみることにする。

1. 平成21年度価格でみた公的年金給付費等の将来見通し

まず、平成21年度価格を用いて、公的年金給付費等の規模をみる。公的年金給付費は、保険料収入・公的負担等・積立金活用分（公的年金給付費から保険料収入と公的負担等を除いた、積立金の運用収入や取崩しで賄うべき部分のことをいう）によって賄われるため、ここでは、公的年金給付費の他に上記3つの要素と年度末積立金について、それぞれの規模がどのように変化するかを分析した。結果は図表7-1-1のとおりである。

(図表7-1-1) 平成21年度価格でみた公的年金給付費等の将来見通し

(基本ケース)

年度 (西暦)	公 的 年 金 給 付 費				年度末 積立金
	給付費合計	保険料収入	公的負担	積立金 活用分	
	兆円	兆円	兆円	兆円	
2010	48.7	31.4	12.2	5.1	201.2
2011	50.5	33.4	12.5	4.6	202.6
2012	52.3	35.1	12.6	4.6	202.2
2013	52.7	36.0	12.7	4.1	197.9
2014	52.3	36.5	12.6	3.1	193.4
2015	52.1	36.8	12.6	2.7	188.8
2016	51.7	37.2	12.5	2.0	186.5
2017	50.7	37.3	12.2	1.2	185.4
2018	50.5	37.7	12.2	0.7	188.5
2019	50.0	37.9	12.0	0.0	192.2
2020	49.5	38.0	11.9	△ 0.4	195.9
2025	46.4	37.3	10.9	△ 1.8	216.0
2030	44.1	35.9	10.0	△ 1.8	241.8
2035	43.2	33.6	9.5	0.1	263.2
2040	43.7	31.3	9.5	2.9	271.8
2045	43.2	29.2	9.5	4.5	268.5
2050	42.0	27.2	9.3	5.5	258.5
2055	40.5	25.4	9.0	6.1	243.2
2060	38.8	23.6	8.6	6.5	224.2
2065	37.0	21.9	8.2	7.0	201.3
2070	35.0	20.2	7.7	7.1	175.1
2075	32.6	18.8	7.2	6.6	148.4
2080	30.2	17.6	6.7	5.9	123.2
2085	27.8	16.4	6.1	5.3	100.0
2090	25.8	15.3	5.7	4.8	78.3
2095	23.9	14.3	5.3	4.4	57.5
2100	22.2	13.3	4.9	4.0	37.4
2105	20.6	12.5	4.6	3.6	17.9

(注) 年金数理部会による推計値である。

図表 7-1-1 を見ると、公的年金の財政を直近の 2010 年度から 2013 年度まで、2013 年度から 2030 年度まで、2030 年度から 2070 年度まで、2070 年度以降に分けて考えることができる。

直近の 2010 年度から 2013 年度までは、いわゆる団塊の世代が定額部分も受給し始める影響もあり、平成 21 年度価格の公的年金給付費は 2010 年度の 48.7 兆円から 2013 年度の 52.7 兆円まで 4.0 兆円増加する。しかし、この間は保険料率の引上げの効果もあり、保険料収入は 2010 年度の 31.4 兆円から 2013 年度の 36.0 兆円まで 4.6 兆円増加する。このため、積立金活用分は、2010 年度の 5.1 兆円から 2013 年度の 4.1 兆円まで減少している。

2013 年度から 2030 年度までは、マクロ経済スライドによる調整が 2012 年度に開始されること、報酬比例部分の支給開始年齢の段階的な引上げが 2013 年度から始まることなどの影響で、この間 65 歳以上人口が増加し続けるにもかかわらず、公的年金給付費は、2013 年度の 52.7 兆円から 2030 年度の 44.1 兆円まで減少する。しかし、保険料（率）が厚生年金、国民年金では 2017 年度まで、国共済、地共済では 2023 年度まで、私学共済では 2030 年度まで引き上げられるため、この間生産年齢人口が減少し続けるにもかかわらず、保険料収入は、2013 年度に 36.0 兆円、2030 年度に 35.9 兆円と同水準を維持している。このため、積立金活用分は、2013 年度の 4.1 兆円から 2030 年度の Δ 1.8 兆円まで減少し、将来の給付に備えて保険料収入の一部を積立てに回すことが可能な状況となる。

2030 年度から 2070 年度までは、マクロ経済スライドによる調整が 2038 年度まで続くこと、2042 年度以降は 65 歳以上人口が減少に転じることの影響で、公的年金給付費は、2035 年度から 2040 年度まで若干増加するものの、おおむね減少を続け、2030 年度の 44.1 兆円から 2070 年度の 35.0 兆円まで 11.1 兆円減少している。一方、保険料収入は、生産年齢人口の急減の影響で、2030 年度の 35.9 兆円から 2070 年度の 20.2 兆円まで 15.7 兆円減少しており、公的年金給付費に比べ減少幅が大きくなっている。このため、積立金活用分は、2030 年度の Δ 1.8 兆円から 2070 年度の 7.1 兆円と急増することとなり、公的年金給付費の約 2 割を積立金から活用して賄うことが必要な状況となっている。

2070 年度から 2105 年度では、人口規模そのものの縮小の影響で、公的年金給付費は 35.0 兆円から 20.6 兆円へ、保険料収入は 20.2 兆円から 12.5 兆円へ、積立金活用分も 7.1 兆円から 3.6 兆円へ減少している。公的年金給付費に対する保険料収入の割合は、2070 年度 57.7%から 2105 年度 60.6%まで改善している。また、公的年金給付費に対す

る積立金活用分の割合も、2070年度の20.2%から2105年度の17.3%に低下しており、この期間においては、積立金の規模は減少しているものの、年金財政は体質的に若干回復していると考えられる。

2. 対GDP比でみた公的年金給付費等の規模

ここでは、名目額の対GDP比をとることで、将来の公的年金給付費等が日本経済全体においてどの程度の規模を持つのかをみることにする。

①平成21年財政検証・財政再計算において前提とされた経済モデル

公的年金の平成21年財政検証・財政再計算においては、必要となる経済前提を2015年度までは内閣府の「日本経済の進路と戦略」参考試算（平成20(2008)年1月）に基づいて設定している。2016年度以降の長期的な経済前提については、コブダグラス型の生産関数を用いて、図表7-2-1のような形で2039年度までのGDPを推定している。この計算結果を利用して実質賃金上昇率、実質長期金利、実質運用利回りを導出し、日本銀行の金融政策決定会合の議決において想定されている1.0%を物価上昇率の前提とし、名目ベースの賃金上昇率、運用利回りを設定している。

(図表7-2-1) コブダグラス型の生産関数によるGDP等の計算結果
(TFP上昇率1.0%の場合)

年度	労働時間		労働生産性 （実質GDP/労働時間）	資本配分			労働者GDP		資本GDP	GDP	実質賃金	実質長期金利	実質運用利回り	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	政府歳入占GDP	政府支出占GDP
	時間	他		資本	労働	労働者GDP	資本GDP											
平成18(2006)	1,213		1.00%	39.1%	8.9%	21.1%	353,419	1,190,377										
19(2007)	1,209	0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	21.0%	363,507	1,190,584	2.6%	1.8%	2.15%	9.6%						
20(2008)	1,201	0.7%	1.00%	39.1%	8.9%	22.8%	371,232	1,211,181	2.0%	1.1%	2.03%	9.5%	0.6%					
21(2009)	1,187	1.2%	1.00%	39.1%	8.9%	22.6%	376,802	1,236,165	1.8%	1.0%	2.18%	9.3%	0.6%					
22(2010)	1,190	0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	22.3%	387,292	1,256,229	1.6%	1.8%	1.52%	9.4%	0.6%					
23(2011)	1,191	0.1%	1.00%	39.1%	8.9%	22.2%	397,026	1,275,684	1.5%	1.7%	1.57%	9.4%	0.6%					
24(2012)	1,187	0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	22.0%	401,976	1,291,133	1.5%	1.3%	1.73%	9.4%	0.4%					
25(2013)	1,183	0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	21.8%	413,210	1,312,166	1.4%	1.4%	1.64%	9.4%	0.1%					
26(2014)	1,180	0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	21.6%	421,398	1,329,063	1.3%	1.3%	1.61%	9.4%	0.1%					
27(2015)	1,176	0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	21.5%	429,439	1,345,191	1.2%	1.3%	1.59%	9.4%	0.1%					
28(2016)	1,173	0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	21.3%	437,328	1,360,618	1.1%	1.3%	1.57%	9.4%	0.1%					
29(2017)	1,169	0.3%	1.00%	39.1%	8.9%	21.2%	445,065	1,375,383	1.1%	1.2%	1.56%	9.4%	0.1%					
30(2018)	1,164	0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	21.0%	452,456	1,389,528	1.0%	1.1%	1.57%	9.5%	0.1%					
31(2019)	1,159	0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	20.9%	459,831	1,403,050	1.0%	1.1%	1.54%	9.5%	0.1%					
32(2020)	1,154	0.4%	1.00%	39.1%	8.9%	20.8%	467,059	1,416,015	0.9%	1.1%	1.53%	9.5%	0.1%					
33(2021)	1,148	0.5%	1.00%	39.1%	8.9%	20.6%	471,135	1,428,433	0.9%	1.1%	1.52%	9.6%	0.1%					
34(2022)	1,143	0.5%	1.00%	39.1%	8.9%	20.5%	481,102	1,440,391	0.8%	1.0%	1.52%	9.6%	0.1%					
35(2023)	1,137	0.5%	1.00%	39.1%	8.9%	20.4%	487,943	1,451,861	0.8%	1.0%	1.51%	9.6%	0.1%					
36(2024)	1,131	0.5%	1.00%	39.1%	8.9%	20.3%	491,678	1,462,896	0.8%	1.0%	1.50%	9.7%	0.1%					
37(2025)	1,125	0.5%	1.00%	39.1%	8.9%	20.2%	491,373	1,473,315	0.7%	1.0%	1.49%	9.7%	0.1%					
38(2026)	1,119	0.6%	1.00%	39.1%	8.9%	20.0%	497,788	1,483,760	0.7%	0.9%	1.50%	9.8%	0.1%					
39(2027)	1,111	0.7%	1.00%	39.1%	8.9%	19.9%	503,685	1,493,616	0.7%	0.8%	1.53%	9.8%	0.1%					
40(2028)	1,103	0.7%	1.00%	39.1%	8.9%	19.8%	509,368	1,503,023	0.6%	0.8%	1.54%	9.8%	0.1%					
41(2029)	1,094	0.8%	1.00%	39.1%	8.9%	19.7%	511,905	1,511,988	0.6%	0.8%	1.53%	9.8%	0.1%					
42(2030)	1,085	0.9%	1.00%	39.1%	8.9%	19.6%	520,934	1,520,536	0.6%	0.7%	1.56%	9.9%	0.1%					
43(2031)	1,072	1.2%	1.00%	39.1%	8.9%	19.6%	533,525	1,528,595	0.5%	0.5%	1.67%	9.9%	0.0%					
44(2032)	1,059	1.2%	1.00%	39.1%	8.9%	19.5%	546,827	1,535,955	0.5%	0.5%	1.66%	9.9%	0.0%					
45(2033)	1,046	1.2%	1.00%	39.1%	8.9%	19.4%	559,846	1,542,627	0.4%	0.4%	1.66%	9.9%	0.0%					
46(2034)	1,032	1.3%	1.00%	39.1%	8.9%	19.3%	572,564	1,548,628	0.4%	0.4%	1.66%	9.8%	0.0%					
47(2035)	1,019	1.3%	1.00%	39.1%	8.9%	19.2%	584,974	1,553,970	0.3%	0.3%	1.65%	9.8%	0.0%					
48(2036)	1,005	1.4%	1.00%	39.1%	8.9%	19.1%	597,132	1,558,666	0.3%	0.3%	1.65%	9.8%	0.0%					
49(2037)	991	1.4%	1.00%	39.1%	8.9%	19.0%	609,056	1,562,735	0.3%	0.3%	1.64%	9.8%	0.0%					
50(2038)	977	1.4%	1.00%	39.1%	8.9%	19.0%	620,722	1,566,199	0.2%	0.2%	1.64%	9.8%	0.0%					
51(2039)	963	1.4%	1.00%	39.1%	8.9%	18.9%	632,157	1,569,071	0.2%	0.2%	1.64%	9.8%	0.0%					

この長期的な経済前提の計算過程では、まず2015年度から2039年度までの25年間の平均の実質経済成長率を0.77%と算出している。コブダグラス型の生産関数では、実質経済成長率は総労働時間の伸び率、資本成長率と全要素生産性上昇率等から次の式で計算される。

$$\text{実質成長率} = \text{総労働時間の伸び率} \times \text{労働分配率} + \text{資本成長率} \times \text{資本分配率} \\ + \text{全要素生産性上昇率}$$

2015年度から2039年度までの各構成要素の数値は、平均で

$$\text{総労働時間の伸び率} = -0.8\%$$

$$\text{労働分配率} = 60.9\%$$

$$\text{資本成長率} = 0.7\%$$

$$\text{資本分配率} = 39.1\%$$

$$\text{全要素生産性上昇率} = 1.0\%$$

となっている。総労働時間の伸び率は労働力人口の減少を反映してマイナスとなっているものの、資本成長率がプラスを維持していることから、実質経済成長率は全要素生産性の上昇率1.0%を若干下回る0.77%となっている。名目の賃金上昇率は、この実質経済成長率に総労働時間の減少率を加え、被用者年金被保険者の平均労働時間を調整し、物価上昇率を加えて2.5%となっている。

積立金の運用利回りについては、まず上記のコブダグラス型の生産関数による計算過程で算出される資本の利潤率と、過去における利潤率と長期金利の関係から将来の実質長期金利を推定している。積立金の運用においては、国内の債券だけでなく国内の株式や外国の債券株式に投資されていることから、分散投資による効果を0.3~0.5%程度見込んで、物価上昇率を加え、名目の運用利回りを4.1%と設定している。

②公的年金給付費等の対GDP比の将来見通し

平成21年財政検証・財政再計算においては、長期の経済前提を設定するに当たって2039年度までのGDPの見通しを計算し、賃金上昇率や運用利回りを設定している。一方、公的年金各制度の財政検証・財政再計算においては、2105年度までの財政見通しが提示されている。そこで、年金数理部会では、賃金上昇率が名目2.5%という経済前提に整合的になるように、2040年度以降のGDPを推計し、そのGDPに対する公的年金給付費等の比率を算出した。結果は図表7-2-2のとおりである。

(図表 7-2-2) 名目 GDP 及び公的年金給付費等の対 GDP 比の将来見通し

(基本ケース)

年度 (西暦)	GDP (名目)	公 的 年 金 給 付 費					G D P 比					
		給付費合計	保険料収入	公的負担等	[西暦] 基礎年金にかかる 国庫・公債給付		積立金 活用分	給付費合計	保険料収入	公的負担等	[西暦] 基礎年金にかかる 国庫・公債給付	
					兆円	千億円					%	%
2010	551.6	49.2	31.7	12.3	10.1	5.2	8.9	5.8	2.2	1.8	0.9	
2015	646.8	56.7	40.1	13.6	12.0	2.9	8.8	6.2	2.1	1.9	0.5	
2020	720.4	60.7	46.6	14.5	13.3	△ 0.4	8.4	6.5	2.0	1.8	△ 0.1	
2025	796.0	64.4	51.8	15.0	14.2	△ 2.1	8.1	6.5	1.9	1.8	△ 0.3	
2030	870.6	69.2	56.1	15.7	15.2	△ 2.8	8.0	6.5	1.8	1.7	△ 0.3	
2035	933.9	76.8	59.7	16.9	16.6	0.2	8.2	6.4	1.8	1.8	0.0	
2040	991.2	87.8	62.9	19.1	19.0	5.9	8.9	6.3	1.9	1.9	0.6	
2045	1,041.8	98.2	66.4	21.5	21.5	10.3	9.4	6.4	2.1	2.1	1.0	
2050	1,096.0	108.0	70.1	23.8	23.8	11.2	9.9	6.4	2.2	2.2	1.3	
2055	1,151.0	117.9	74.0	26.1	26.0	17.8	10.2	6.4	2.3	2.3	1.6	
2060	1,211.0	127.7	77.8	28.2	28.2	21.7	10.5	6.4	2.3	2.3	1.8	
2065	1,270.8	138.0	81.5	30.4	30.4	26.2	10.9	6.4	2.4	2.4	2.1	
2070	1,332.3	147.7	85.3	32.4	32.4	29.9	11.1	6.4	2.4	2.4	2.2	
2075	1,399.3	156.7	89.7	34.2	34.2	31.8	11.1	6.4	2.4	2.4	2.3	
2080	1,474.4	162.8	94.8	35.7	35.7	32.3	11.0	6.4	2.4	2.4	2.2	
2085	1,558.9	170.0	100.2	37.3	37.3	32.5	10.9	6.4	2.4	2.4	2.1	
2090	1,651.3	178.0	105.8	39.1	39.0	33.1	10.8	6.4	2.4	2.4	2.0	
2095	1,749.7	186.9	111.7	41.0	41.0	34.3	10.7	6.4	2.3	2.3	2.0	
2100	1,851.3	196.6	118.0	43.1	43.1	35.5	10.6	6.4	2.3	2.3	1.9	
2105	1,968.2	206.5	125.1	45.4	45.4	36.0	10.5	6.4	2.3	2.3	1.8	

注：2010年度以降のGDPは、賃金上昇率が名目2.0%という経済前提に整合的に従って年金数理部会が推計した。

公的年金給付費の対 GDP 比は2010年度では8.9%となっているが、被用者年金における年金の支給開始年齢の引上げやマクロ経済スライドの効果により、2030年度には8.0%まで低下する。しかし、厚生年金の女子の支給開始年齢の引上げが2030年度に終了し、マクロ経済スライドも2038年度には終了することから、以後は上昇に転じ、2070年度には11.1%に達することとなる。その後は若干低下し、2105年度では10.5%となっている。なお、欧州諸国の年金給付の対 GDP 比¹⁴⁾は、2007年でフランス13%程度、ドイツ11%程度、スウェーデン9%程度となっている。

注：OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いて算出された数値であり、本報告書の公的年金給付費とは対象とする範囲が若干異なることに留意する必要がある。

次に保険料収入の対 GDP 比をみると、厚生年金、国民年金の保険料(率)が2017年度まで、国共済、地共済の保険料率が2023年度まで段階的に引き上げられることもあり、2010年度の5.8%から2025年度に6.5%まで上昇する。以後は私学共済の保険料率が2030年度まで引き上げられることとなるものの、ほぼ横ばいで推移し、2105年度では6.4%となっている。

公的負担等の対 GDP 比は2010年度では2.2%となっているが、基礎年金部分にかかる

マクロ経済スライドの効果で2035年度には1.8%まで低下する。マクロ経済スライドが2038年度で終了することからその後は上昇に転じ、2075年度には2.4%になっている。その後は若干低下し、2105年度では2.3%となる。

積立金活用分の対GDP比は2010年度で0.9%であるが、公的年金給付費の対GDP比が小さくなる一方で保険料収入の対GDP比が大きくなるため急速に低下し、2020年度から2034年度まではマイナスで推移することとなる。公的年金給付費の対GDP比が上昇する一方で、保険料収入の対GDP比がほぼ横ばいで推移することから、積立金活用分の対GDP比は2030年度以降急速に上昇し2075年度で2.3%に達する。以後若干減少し、2105年度には1.8%となる。

第8章 公的年金の財政評価

1. 総合的な評価

○年金財政の安定性について

平成21年財政検証・財政再計算においては、各制度とも、過去の実績等を踏まえて設定した各種基礎率を用いて数理計算が行われ、2105年度までの約100年間について収支の均衡が図られることが示されている。

年金数理部会としては、以下の点からみれば、公的年金の財政の安定性は一定程度評価できるものと考え一方、以下に示すような様々な懸念事項があるものと考えている。したがって、今後の動向を毎年度の決算状況等を通じて把握しつつ、引き続き公的年金の財政の安定性について検証していくことが重要である。

《評価のポイント》

- ・ 基本ケースにおける給付水準をみると、厚生年金の標準的な年金の所得代替率は今後緩やかに低下し、2038年度以降は50.1%となる見込みであり、50%を上回る水準となっている。なお、給付先決め方式である共済年金の給付は、厚生年金と同一のマクロ経済スライドの調整率を用いて調整され、最終的な所得代替率は、国共済が48.1%、地共済が47.0%、私学共済が47.9%となっている。
- ・ 基本ケースにおける保険料水準をみると、共済年金の保険料率は、毎年0.354%ずつ引き上げられ、最終保険料率は、国共済+地共済が19.8%、私学共済が19.4%にとどまる見込みとなっている。なお、保険料水準固定方式である厚生年金、国民年金の保険料(率)は法定されており、最終保険料(率)は厚生年金が18.3%、国民年金が16,900円(平成16年度価格)である。
- ・ 公的年金給付費の規模は、2010年度でGDPの9%程度であるが、将来においてもGDPの11%程度となっている。この水準は、現在の欧州諸国の年金給付の対GDP比からみて、それほど過大なものとはなっていない。
- ・ 保険料収入の規模は、対GDP比でみると2010年度で6%弱であるが、将来も6.4%程度で安定的に推移しており、保険料負担の大幅な増加とはなっていない。
- ・ 積立金で賄うべき費用(積立金活用分)の規模は、対GDP比でみて、将来でも2%前後にとどまっている。
- ・ 積立金の運用利回りは4.1%(2020年度以降)と、現在の10年国債のイールド金利(2010年:1.2%)に比べて高く設定されているが、年金財政においては、長期的

には保険料や給付費が概ね賃金上昇率に応じて増減することから、賃金上昇率と比較した実質的な運用利回りで評価することが適当であり、また、金利の評価は、年金給付が長期にわたることを考慮し、フォワード金利（現時点での将来の想定金利）で行うことが適切である。今回の財政検証・財政再計算では、実質的な運用利回りは1.6%（2020年度以降）となっている。これに対し、現在の国債の10年超のフォワード金利（2010年時点）は2%を超える水準となっており、直近における賃金の下落傾向を考慮すると、賃金上昇率と比較した実質的な金利は1.6%を上回っている。

- ・ 年金財政において、積立金を活用して賄うべき「純支出」のデュレーションは、どの制度でも、現在の積立金の運用における債券運用のデュレーション（厚生年金、国民年金で6年程度）を大幅に超えており、順イールドの状況を考えれば、運用のデュレーションを長くすることで、運用利回りを改善する余地がある。

《懸念事項》

- ・ 現在、日本経済は明確にデフレから脱却できている状況ではなく、前提としている賃金上昇率等が高めの設定になっている可能性がある。特に、経済前提の基礎となったコブダグラス型の生産関数の計算において、労働時間が減少するにもかかわらず投資が続くことが仮定されている。経済のグローバル化が進み、新興諸国への投資が増加している現状では、この仮定は高めの設定になっている可能性がある。
- ・ 今回の財政見通しでは、マクロ経済スライドによる給付水準調整が2012年度から2038年度までの27年間毎年実施される見込みとなっている。しかし、景気循環による経済の変動は避けられないことから、2012年度から2038年度までの間においても、景気の悪化によりマクロ経済スライドの実施の遅れや実施できない期間が生じてくる可能性がある。
- ・ 今回の財政検証における労働力率等は、例えば30歳代前半の女性有配偶の労働力率が47.7%から65.8%へ、60歳代前半の男性が70.9%から96.6%へ上昇するなど、より多くの者が働くことが可能となった状況を想定した「労働市場への参加が進むケース」に基づいて設定されており、今後の状況を注意深く見守っていく必要がある。
- ・ 出生、死亡、経済的要素の前提を変更した場合、今回試算したケースにおいても、厚生年金の標準的な年金の所得代替率が43.1%（「出生低位、経済低位」）になるこ

とがある。また、共済年金の最終保険料率は、国共済＋地共済が 20.1%（「死亡高位」、私学共済が 20.7%（「出生低位」）になることがある。

○制度間の公平性について

制度間の公平性に関しては、「基本的には、制度間で、過去の運営状況等を考慮した上で、同じ年金給付に対する保険料水準に差がないこと」という観点から検証を行うこととし、第 6 章に示した方法で、各制度の保険料率を、1 階・2 階・3 階部分に振り分けて、同じ年金給付に対する保険料水準を検証した。

被用者年金制度間の公平性は、1 階部分と 2 階部分の給付がほぼ同じことから、職域部分を除く保険料率で評価することが適当である。被用者年金の保険料水準をみると、現時点では、共済年金の積立比率や報酬が高い等の要因で、1 階部分、2 階部分、職域部分を除く部分すべてで、共済年金の保険料率が厚生年金を下回っている。今後、各制度の保険料率は段階的に引き上げられるが、全制度が最終保険料率に到達した 2030 年度以降においても、制度間で以下のような差が生じている。職域部分を除く保険料率は、将来において、共済年金間の差はほぼなくなるものの、厚生年金と共済年金の間の差は残る見込みである。この差は、被用者年金制度の財政単位の一元化を図るなどの方法を採らない限り、完全になくすことは困難である。

制度間の公平性については、保険料率を計算する際に用いられた諸前提や制度間の積立比率の違い等も考慮に入れて判断する必要がある、今後とも引き続き検証していくことが重要である。

- ・ 職域部分を除く保険料率は、前回の財政再計算時より厚生年金と共済年金の間の差が縮小しているものの、今回の財政検証・財政再計算でも、将来において、厚生年金に比べ共済年金で 1 ポイント程度低くなる見込みである。
- ・ 1 階部分の負担は、基礎年金制度の下、「定額給付・定額拠出」となっているが、この負担を各制度において料率換算した場合には制度間で差が生じており、1 階部分の保険料率は、厚生年金に比べ共済年金で低くなっている。
- ・ 2 階部分の保険料率は、前回の財政再計算時には各制度ともほぼ同程度であったが、今回の財政検証・財政再計算では、将来において、共済年金に比べ厚生年金で低くなる見込みである。

2. 今後の公的年金各制度の財政検証・財政再計算の際の要留意・検討項目

○国民年金の財政の詳細な分析

平成16年財政再計算においては、マクロ経済スライドによる調整が基礎年金と報酬比例部分共に2023年度までとなっていた。今回の財政検証・財政再計算においては、基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間が2038年度までと大幅に延長し、報酬比例部分の調整は2019年度までと短縮している。このため、厚生年金の将来の所得代替率は前回の50.2%から今回の50.1%へと微減にとどまるものの、基礎年金部分の率は前回の28.4%から今回の26.8%へと低下している。このことは、基礎年金の水準についての議論につながるものであり、重要な論点となる可能性がある。また、今回の財政検証では、国民年金の保険料納付率を8割と見込んでいるが、最近の実績では6割程度と低く、見込みと最近の実績の間で乖離が見られており、今後、保険料の未納状況が年金財政に与える影響について、より詳細に分析していくことが必要である。

○共済年金における被保険者数の見通し

共済年金における2階部分の保険料率が将来厚生年金を上回ることとなるのは、共済年金における被保険者数の見通しが大きく減少していることが大きな要因と考えられる。私学共済においては、前回の財政再計算においても、被保険者数を学齢対象人口の減少に連動して減少する見込みとしていたが、その後の実績は逆に増加を示している。また、国共済、地共済の被保険者数の場合も、警察や自衛隊のように人口が減少しても一定数必要と考えられる職種の被保険者が存在することを考えると、将来、今回の仮定よりも被保険者数が増える可能性がある。今回の財政見通しは、被保険者数が大きく減少しても収支が均衡することが示されているという意味では保守的な仮定の下で行われている。今後、被保険者数が今回の仮定よりも多くなる前提に基づいた試算も示していく必要がある。

○経済変動の影響の計測

現在の財政検証・財政再計算は、長期的な経済前提について一定の数値で見込むこととしているが、実際の経済においては、景気の変動がないということは考えられない。公的年金制度の財政に大きな影響を与えているマクロ経済スライドは、物価や賃金が下落する局面では働かないこととなるため、今後、景気変動によりマクロ経済スライドが働かない時期の存在も考慮した財政検証・財政再計算を行っていく必要がある。

○確率的将来見通し

前提の変更については、それぞれを別個に変えてみるだけでなく、全体が動いたときの財政の動きをみる必要もある。この一つの方法として、確率的将来見通し(Stochastic Projection)を作成することが考えられる。これは、各基礎率について一定の確率分布をすると考え、その確率で実現するとした試算を数多く行うことにより、当該制度の財政状況の将来のあり得る可能性(確率)を計算するものである。ただし、基礎率の分布の設定や、複数の基礎率間の整合性、必要なシミュレーションの回数、結果の表現方法など、今後解決すべき問題点があるほか、出生率や死亡率のように将来的にある傾向をもって変化すると考えられる要素の設定方法も検討が必要である。さらに、共済年金では、1回1回のシミュレーションごとに、厚生年金や国民年金のシミュレーションで設定される基礎年金拠出金単価やマクロ経済スライドの数値等が動くため、これとの整合性をどうするかという問題がある。

しかし、ある程度の割切りをした上でも、この確率的将来見通しを作成していくことは、年金制度の安定性をより詳細に検討するために不可欠のものとなっていくと考えられる。また、マクロ経済スライドが働かない状況を考慮に入れた財政見通しを作成する上でも有効な手法となり得ることから、今後の検討が望まれる。

おわりに

我が国の公的年金制度では、前回の財政再計算時に導入されたマクロ経済スライドにより給付水準が調整され、財政の均衡が保たれる見込みとなっている。しかし、近年は経済におけるデフレ状況が続き、実際にはまだマクロ経済スライドが実施されていない状況にあり、今後の動向に留意が必要である。

政府及び各保険者においては、今後とも人口や経済など年金制度を取り巻く状況や年金制度に対して大きな影響を与える諸要素の動向を見守りつつ、年金制度の在り方について幅広く検討し、公的年金制度のより一層の安定性、公平性の確保と信頼性の向上に努力することを望みたい。

最後に、今回の財政検証に当たっては、各制度所管省、保険者に多くの資料を作成していただくなど、大変なご協力をいただいた。ここに感謝の意を表しておきたい。